
令和7年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和7年12月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和7年12月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君	福祉係長	平田絵理子君

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは皆様、改めましておはようございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに掲載しているとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。9番、岩淵和明議員の発言を許可いたします。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 改めて皆さんおはようございます。9番、岩淵と申します。一般質問通告に従って発言させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、発言通告に従って質問させていただきますけれども、私のほうからは大きくは2点、うきは市の子育て関係のところでは1点、それから、2点目は物価高騰対策に関係するところで1点質問したいというふうに思っております。

1点目、うきは市の子ども・子育て支援について質問させていただきます。

うきは市の年少人口は令和7年8月現在、総人口の11.29%、3,049人となっております。平成28年12月末と比較して、1.21%、774人減少しているのが現状であります。

このような中、政府は令和8年4月から新たに子ども・子育て支援制度を導入して、全世代、全経済事業者から医療保険に上乗せして、所得に応じて3年間かけて段階的に引き上げながら負

担する制度が開始されます。その趣旨は、社会全体で子ども・子育て世帯を応援することにあります。極めて重要な意味がありますけれども、そこで、地方自治体としてのうきは市の子育て支援施策について、以下の点について伺います。

2点ありまして、就学援助と保育料の課題について質問させていただきます。

1点目は、就学援助についてです。

令和6年度から支援の対象範囲を拡充していますが、基準の見直しが改めて必要だというふうに考えております。現在、援助対象の範囲について、生活保護基準額の1.3倍未満としています。事例として示している4つについて、所得算定額にひとり親加算額と扶養控除額の加算を行うように基準を見直すことを求めたいと思っております。

2点目は、ホームページ等に掲げている援助対象世帯となる世帯、6項目の記載のうち、6番目の見直しを、「1から5に当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく生活が非常に苦しい場合」と変更することができないでしょうか。確認をさせていただきたいと思っております。

次に2点目として、保育料の見直しについてです。

3号認定児童保育料の算定について、住民税所得割額を基準とする階層を見直して、保険料の引下げ、減額制度の拡充を図るよう求めたいと思っております。具体的には、現行の第3階層から第9階層の刻みを見直し、所得に対する負担比率の低減を図ることです。

2つ目は、住民税課税の均等割のみの世帯への減額階層の新設を求めたいと考えております。

以上、大きく2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 改めましておはようございます。

ただいま岩淵議員のほうより、うきは市の子ども・子育て支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、(2)の児童保育料の算定基準につきましては私のほうから答弁をさせていただき、1番目の就学援助の周知内容の見直しについては、私の後、教育長から答弁をさせます。

2点目の3歳未満児の保育料について、現行の第3階層から第9階層の刻みを見直し、また、住民税均等割のみ世帯を対象とした階層の新設についての御質問でございます。

保育料につきましては、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号におきまして、国の基準である政令で定める額を限度として、保護者世帯の所得状況、その他の状況を勘案して、市町村が保育料を定めとなっております。8階層を設定している国の基準を参考に、本市においては住民税所得割課税額に応じた9階層の保育料を設定しているところでございます。

今回、保育料の階層見直し等の減額制度の拡充について、議員から御提案をいただいているところでございます。本市においては、9月議会補正予算といたしまして、多子世帯の負担軽減の

ため、兄弟の年齢にかかわらず、生計を1つにしている子供のうち第3子以降の保育料無償化の御議決をいただき、9月分の保育料から実施しているところでございます。

また、本市では、子育て支援策であるうきはっこみらいサポートを重点施策と捉え、保育料だけでなく様々な施策を通じて子育て世帯をサポートしていきたいと考えております。

以上のほか、必要な財源の確保が前提になることなども考えますと、保育料の見直しについては慎重な検討が必要であるというふうと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） おはようございます。

1点目の就学援助の周知内容の見直しについての御質問ですが、現在のうきは市の就学援助の認定要件は、生活保護法に規定する要保護のほか、それに準ずると認められるものとして生活保護が停止、または廃止となったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯、世帯全体の市民税が非課税であるか減免措置を受けている世帯、国民年金の掛金が全額免除されている世帯、児童扶養手当の全額支給を受けている世帯、保護者の死亡、離別、失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる世帯、さらには、令和6年10月より世帯の前年度における所得額が生活保護法に規定する保護基準額の1.3倍未満である場合を新たに加え、支援対象者を拡充してきたところでございます。

保護者への就学援助制度の周知につきましても、学校を通じて、年度当初の保護者説明会や新入者説明会の折に御案内するとともに、ホームページ等でもお知らせをしているところでございます。

議員御指摘のホームページ掲載の周知内容における4つの事例についてですが、こちらに掲載している収入や所得額などは、各家族構成を想定した一つの例として掲載をしております。実際に就学援助制度に認定されるかどうかは、国の基準に準じて、就学支援システムを活用しながら判定をしております。各家庭の様々なケースがありますので、事例の内容についてはひとり親加算や扶養控除額等の表記を含め十分検証し、他市の事例等を参考にしながら、適切な内容となるよう努めてまいりたいと考えております。

また、援助対象世帯の6番目の内容変更につきましても、同様に適切な内容になるよう検討してまいります。

いずれにしましても、分かりやすい内容や事例で保護者への周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 回答いただきましたけれども、どちらかといったらぺらっとした回答でした。どうしたいとかああしたいとかということも、私からの質問に対して、これが課題

だよなとか、そういうことの共有性が全く見られない。非常に残念です。

さっきも言いましたように、新しく子ども・子育て支援のほうで来年4月から国民の皆さん、事業者も含めて負担をするという、こういう御時世の中で、うきは市がどうしていくのかということはきちんと常日頃から考えていただきたい。それはやっぱり行政を預かる方々の責任ではないかなというふうに思う。そこはやっぱり、一般質問だからちゃんと回答してくれという意味ではなくて、日頃から考えていることをディスカッションできないかなというふうに思いますので、ぜひ回答はもうちょっとめり張りがあつたほうが受け答えはいいかなというふうに思いました。

そこで改めて、私は就学援助については久々の質問になっていまして、就学援助は令和6年度から実施した。令和4年度に以前の教育長の方から回答いただいて、改善していただくということになった経過があります。それをシステムをつくって2年かかってやったということ。本当は令和5年度から実現してほしかったんですけども、そうならなかったということで令和6年度からと。決算特別委員会の資料を見ながら、現状もう少しやり方があるのかなということを少し疑問に思っ、この間ずっと、9月の閉会以降考えてきて、この質問資料を作成したものです。

お手元に配付している質問資料について、若干お時間をいただきながら説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料の1ページ目には準要保護認定基準の概要ということで、これは文科省が出されている資料になりますけれども、毎年文科省は全国の実施状況を調査するようにしております。その概要が毎年発表されていますので、その内容を参考にして資料を添付しております。

1ページ目が令和3年度の実施状況で、左側のほうに認定基準ということで、さっき御回答いただいたうきは市の回答基準と基本的には一致するものだというふうに理解しております。それが全国の自治体の実施状況ということで、数値と、括弧がパーセンテージ、そして、右側にはその自治体における基準の設定の仕方について書かれております。生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものが1.1倍から1.5倍超というふうになっていまして、それぞれの自治体の数とパーセンテージが出ています。これが令和3年度で、次の2ページに令和6年度ということで実施されています。比較してみると、資料を同列に見ればよかったですけど、申し訳ない、1ページずつですけれども、1.1倍から1.2倍のところは低下しています。下がっています。逆に1.3倍から1.5倍超のところが増えております。

全体の生活保護に対する生活保護の倍率について1.3倍以上のところが増えているということは、それぞれの自治体でいろいろ調整を行っているということです。

なお、これを調べていましたら、全国ではそれぞれの自治体で審議会をつくって審査して見直しを行っているんですね。市に対して提言を行ったり等しているといったところが山口市や札幌市でその提言書等が出されているんですね。参考になるのは山口市あたりが参考になるかなとい

うふうに思います。うきは市が1.3倍以下ということで設定されていますけれども、それが全国でも令和6年度で44.7%というふうなことになっていると思います。このパーセンテージも全国的に増えていますし、1.4倍以下、1.5倍以下のところもそれぞれ上がっております。

次のページの3ページになりますけど、全国の準要保護者の学用品に対してどのくらいの生徒の方が認定されているかといったところの状況です。印をつけているところが福岡県ということで、例えば学用品でいえば、これは令和2年度の実績ですけど、一番右端に書いてありますけれども、21.59%になります。さっき山口市のお話をしましたけれども、山口県が19.19%ということになっています。

それから、次の4ページが、令和5年度のところでは20.22%ということで、若干下がっております。下がっている理由については、多分全国的に賃金引上げの話とかいうのが背景にはあるだろうと思います。とは言いながら、福岡県はやっぱり高い水準にあるということだけは御理解いただきたい。

全国平均で13.71%、一番下の段になりますけど、そういった形になります。

5ページ目が、先ほども言いましたけれども、令和6年度の決算の中でうきは市の実情について把握しまして、所管のところでも少し人数等は確認しながら私のほうが記載したものであります。

5ページの一番上の左側が令和6年度の認定数、これは給食費の人数、それから、右側のほうに学用品に関する人数ということで、240人前後のところでも推移している。認定率はそれぞれ11.2%、11.7%ということで掲げられております。これは前年の令和5年度と比較して大体2%ほど上がっているということになります。学用品費もそういった状況になっております。ただし、下の段の進入学用品については、実は令和5年度よりも令和6年度が下がっているという数字が出ているんですね。これはなぜかというのが、正直なところ私も見きっていないといったところだと思います。全体の生徒数の構成にもよるかなというふうには思いますけれども、ただ、継続的にずっと見ていると、ちょっと低過ぎるなというのが正直なところなんです。これは給付の案内の時期だとか、そういったことに関係するのかもしれませんが、そういった内容であります。

6ページには、過去の平成29年度、平成28年度、平成27年度、それぞれの給食費と学用品費の認定された率について記載しております。10%以内ということにはなっております。

それからもう一つ、6ページの下のところには、先ほど回答がありました、うきは市が持っている認定基準を7段階入れています。1、2、3、4、5、6、0と書いてありますけれども、それで、類型の6のところを新たに生活保護の1.3倍といったところで対象を拡大したところがあります。56人ということになります。これが今回、令和6年度で伸びた数字であります。

これを単純に279人から56人を引くと223人ということになりますので、そういう意味では平年どおりの数みたいな形になるということで、ここが今回施策をしたことの成果ではないかなというふうに思っています。

そういうところで、実態についてはそういうふうなことを御確認いただければと思っています。

それから、7ページになりますけれども、7ページは、うきは市がホームページで示している事例と、目安ですね。収入の目安とか課税総所得の目安ということで案内されているところがあります。

うきは市がその目安を示している中身を所管のところに行って聞き取りしました。聞き取りして、7ページのところは1、2、3、4ということで、こういった世代の方の世帯の構成を前提にして、それぞれがどういうふうに算定されているかといったところが大きな基準になっているというふうに思っています。

そういう意味では、一番上のところですけども、事例1でいえば、算定額、月額12万4,835円から、1年間で12か月で149万8,020円。1.3倍を掛けたときに194万7426円。これは算定の基準となる年間の金額、収入額ということになる方、課税額になりますね、本来であれば。ですので、これに基づいて言えば収入はもっと増えているというのが、控除だとかいろんな関係が出てきますので、収入はもっと上がるというふうなことになります。そういうふうに見る数字です。

それが、私が算定見直しを求めているのは、これの真ん中に算定見直しということでそれぞれの額を入れております。一番上、①のところは19万3,200円、②のところは33万円、基礎控除、扶養控除の分だけを入れて足して272万円ということで、それぞれ金額を算定して、このくらいの金額のほうがよりベストだなというふうなところで、これは私が自分で描いた餅であります。

それが正しいのかどうかを検証するために、右側に生活保護の扶助額について算定をしています。そしたら、これは私もちよっと驚きだったんですけど、実際は生活扶助額の、例えば、事例1、40歳で子供が9歳になったときにどのくらいの生活扶助額があるのかといったところを見たときに、年間で175万5,000円なんですね。それで、3人世帯だと190万2,000円、それぞれの額が出てくるということで、これと左側の生活扶助の基準値、基準額といったところを比べた場合に、生活保護基準額のほうが多いんですね。

もちろん、今現在、生活扶助の中で、一番上に書いてあるところで冬季加算だとか、期末一時扶助だとか、その上に特例加算とか今出されています。生活保護費というのは毎年10月に見直しを行うんですね。なので、さっき言いましたように、それを基準にして見直ししているところが全国の中ではあるんです。うきは市は設計をずっと固定しているんですね。固定している。で

も、生活保護基準額は変わるんですね。そのことを前提にした見直しが必要だということがここでははっきりしている。最低でもよ、最低でも。というふうに、自分で資料を作りながら、自分で気づいたところはそういうことでした。

という意味で、さっき言った、一番最初に言いましたように、ぺらっとした回答でしたけれども、2点目に申し上げた、6番目の変更については適切な検討をしてみたいというふうな御回答ですけれども、それ以外については適切な内容になるように努めていきたいと。適切な内容はどういう意味か、質問します。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願いたします。

確かに岩淵議員おっしゃられるように、生活保護と就学援助の見直しと合わせてしていく必要はあろうかと思っております。ただ、就学援助は年度ごとに申請される方が多いので、年度途中というよりも、年度をまたいでのほうがいいのかなどはちょっと考えてございます。

そういった中で、この表記の在り方なんですけれども、適切などというのは、具体的にと言われますと難しいところではございますけれども、一つの事例として載せてあります。ですので、各市町村でこの辺りの認定基準は違うところがございますので、一概に適切などというところは難しいんですけれども、保護者に分かりやすいような表現で今後努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それじゃ、もうちょっと具体的に聞きましょう。令和7年度の申請者と認定者は分かりますか。現状でですね。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 6年度までは出ておりますけれども、7年度は年度途中ですので、まだ出ておりません。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは質問を変えます。令和6年度で49人認定されなかったですね。それは御承知だと思うんですけれども、お話を伺ったところ、いわゆる所得基準を外れるということで認定されなかったというふうに聞いています。その方々の外れた基準額がどのくらいの位置にあったのかということはお調べになってますか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 認定されなかった方はどれぐらいの所得があったのかというところなんですけれども、一人一人は申し上げられないんですけれども、所得ぎりぎりでは不認定になった方が三、四名いたと把握をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、そういう意味で、見直しをすると少し認定される対象が変わるかもしれないという、ここはどうしても基準ですから、外れる方と外れない方というのはあると思います。ただ、いずれにしても、そこを周知するといったところは大事なことだというふうに思っています。

それから、1点だけ。申請書については、必要な書類として課税証明書を取得して提出するよというふうになっていると思いますね。ただ、課税証明書に書かれている——それぞれの世帯で控除額が全然違うので、それを示すのは非常に難しいところはあると思うんですけれども、収入の目安として一応書いてはいるんですけれども、課税の目安というのが実をいうとならないですね。課税の目安は、うきは市の案内のところには世帯の人数と収入の目安だけが書いてあるんですね。あとは文字で課税額幾らとか書いてある。だったら表に入れたほうが分かりやすいんじゃないかという意味も含めて、実は全国的にも課税額を示しているところは非常に少なく、さっき言いました札幌市のところなんか、そういうふうに書いてあるところは多いです。筑後管内のところも、収入額も含めて示さないところも含めてあります。そこはどういうふうに見えるかというところは、目安という言い方をすると、何でも目安になるなというふうには思うんですけど、分かりやすさという点をもう少し工夫したらどうかなというのが一つ、案としてあります。そういう意味では、そういったのも一つの参考にしていただきたいなというふうに思っています。

それと最後に、就学援助そのものの規定ですけれども、経済的な理由で、社会経済、文化的な環境によって学業の達成に差異があるというのが、いわゆる一般的にやっぱりあるんだろうと思うんですね。それを保障していくというのが、改めて、学校教育法の第19条ですかね、この就学援助が示されているのは。だったと思うんですけれども、そういったところをきちんと見ていくというのが大事だというふうに思っています。

令和7年3月に、うきは市のこども計画というのをつくっておられますよね。うきは市のこども計画の中の保護者アンケートを行っています。そこには、保護者が思う青少年の健全育成に必要なことということで問をしたところ、就学援助、奨学金給付の充実などへの取組を促進する要望というものが3番目に多かったんですね。もちろん1番目は、学校教育の在り方とか家庭での教育のしつけの問題とかというのはあるんですね。そういう意味で、賃金で若い方々の算定

ベースが上がるのはいいんですけど、実際に生活費に追いついていないというのが現状なんです。

これは後でまた物価高のところで言いますけれども、実質賃金は下がりっぱなしですよ、この間ずっと。それはやっぱりセーフティーネットを図るとするのは生活保護だというふうに思います。だから、生活保護は毎年見直しされて、今、見直して下げて裁判になって最高裁では負けたという経過がありますけれども、そういった実態があるわけなので、ぜひ就学援助の見直しを図ってほしいです。そういう視点から見直しを図っていくということをぜひお願いしたいと思います。

最後に、その分で何か回答はありますか。最初に回答いただいたとおり、今後検討してまいります。検討もしない、検討とは言われなかったね。適切に対応してまいりますというふうなことですけど、市長、何かありますか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 具体的な答弁は教育長、また学校教育課長のほうから様々答弁をさせていただきまして、今、議員から様々御発言をいただいた中で所感となろうかと思いますが、今回、議員から一般質問で御指摘をいただいた内容、また御提言いただいた内容については、学校教育課、教育長とも話をしながらしっかりと分析をさせていただきたいというふうに思っております。

冒頭に薄っぺらいということでもいただいたわけですが、議員各位も御承知のとおり、令和6年10月から1.3倍未満というところで、これまでそういった数値を持ち合わせなかったところを、この数値を用いて一定の就学援助に関して増額するような形をさせていただいたところがございます。

議員から御指摘のように、途中で御指摘をいただいたように、札幌市であるとか山口市のように、政令市であるとか県庁所在地のような大きな市ではそういった審議会があるということで、様々諮問してみてもどうかというような御提言もいただいたんですが、私はその部分は、これまでの間、この就学援助の制度の拡充については、岩淵議員や竹永議員が都度この議会の場で、こういう数値ではどうか、これはちょっと足りないのではないか、不適切ではないかというような御発言をこの間ずっといただいておりました。その中で就学支援システムをやり変えて、そして、ようやく令和6年、本当は令和5年からがよかったという御要望もいただいたわけですが、昨年10月から1.3倍未満でというようなところに来たところがございます。

その制度が施行されるまでは、岩淵議員も竹永議員も御発言いただくときに、まずはこの1.3という数字が全国的にも——今日お示しいただいているやつでも七百何十件で一番多いところなので、まずここまで持ってこようじゃないかというような建設的な御議論をいただいた中で、今回、昨年10月からこの数値を用いて就学援助をしっかりとやっていこうというようなところに

達したわけでございます。

ですので、今この間の——先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、令和7年度、実質この制度が入って年度当初からスタートできる令和7年度の数値がまだ上がっていない状態でありますので、そういった数値が当然今年度末に上がってきますので、そういった効果検証ですね、まずは令和6年10月からやった部分の効果をしっかり検証しながら、そして、今回いただいた御意見も参考にしながら、じゃ、これよりも一つ就学援助の形を進めるのであればどういったことができるのか、この数値を上げることが是なのか、それとも今日見る御指摘をいただいたような細かな部分について手厚くしていくのが是なのかというところについては、担当内でしっかりと検討させていただき、今回はいい材料をいただいたというふうに認識をしておりますので、本市においては審議会を設置するかどうかということは、私の中では、議員各位がここの部分についてはしっかりと目を光らせていただいていると、そして適切な御助言をいただいているという思いがございますので、その議会での御発言をしっかりと受け止めながら、今後に生かしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、ありがとうございます。回答いただいた内容は大変重要な話だというふうに思っていますので、引き続きまた求めていきたいなというふうに思います。

次の保育料の見直しについてです。

御回答いただいた内容については、さっき同じようなことになりますけれども、予算の関係で、特に今回9月議会で第3子以降のところは無償化をスタートすると。ただ、これは全国的にも同じだというふうに思います。そういう意味では、順々にということであろうというふうに理解をします。

ただ、資料をお渡しした中で、8ページには、現在の令和6年度までの保育状況について、第1段階から第9段階までの令和5年度、6年度のところの比較を入れております。特徴的なのは、第3、第4段階のところが増えているということと、5段階、7段階が数値的には減っているということで、所得の高いところから低いところにシフトしている。これは、今度、税収の壁という、6つぐらいの壁がある中で幾つか壁が変わってくるところで所得の変化が多分出てくるんだろうなといったところも、これからまたさらに影響してくるんだろうというふうに思っているところでは。

それから、9ページ目については、現状の筑後地域を中心とした市町村関係の現状です。ただ、これは2022年、令和5年2月に私が作ったものをそのまま出しているの、変わっているところが正直言っているかもしれません。特に、表の右から4番目のH市のところは免除になっていますので、ここは3歳未満児のところも無償化されているといったところがあります。それを

前提にしながら、さっき言いましたように、こども計画の中で国勢調査の資料が示されておりましたけれども、20代から40代の就業率は71%から78%就業しているんですね。

そういう意味では、引き続きやっぱり若い世代、子育て世代の支援というのは非常に重要だというようなことは言えると思います。子育てをしている家庭への経済的な支援を充実したほうがいいというふうにお答えいただいている方が41.5%、こども計画の中で記載されております。そのことを頭に描きながら、改めてこの刻みの問題、それと、さっき言いましたように非課税、均等割のみの世帯というのがあります。そこをやっぱりきちんと3段階のところに位置づけをしていくといったところは必要だなというふうに思っています。刻みの問題よりもそっちのほうも、実は令和5年度のところでは、物価高騰対策として給付金を出していますけれども、そのところでもきちんと位置づけて給付しているわけですね。だから、その階層があるという認識はあると思うんですけど、でも、保育料算定のところには認識がないんです、そこが。そこはどうですか。市長、どう思いますか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 私の所感というよりも、まずは担当課の所感をと思いますので、福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所、宮崎でございます。

均等割のほうの認識をとということでございます。こちらの均等割世帯については、お示しのとおり第3段階の中での、そういった中に含まれているということでございますけれども、その中でも、ひとり親世帯でありますとか障がい者世帯の方についてはその前段階の所得割というふうにしておりますので、そういったところもございまして、また、3歳未満児ということになりますと、第2子の方の割合も120名いらっしゃるということで、そういったところも出てきておりまして、そういったところを勘案しまして3段階のほうに含めているところではございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 本当に細かい質問で申し訳ないというか、ただ、制度設計というのはそういったあらゆる子ども・子育ての支援をするための制度の中の一つだということを行政側のところでは理解していただきたい。それはこども計画との関係も含めて、計画ですからそこまで踏み込んだ話にはならないけれども、市民の方々の考え、要望とか、どこに支援を求めているかといったところはちゃんとその計画の中に記載されているわけなので、そこをやっぱりきちんと具体的に行政がどう実現していくのかといったところは大事な点だというふうに私は理解しておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

時間がないので、あと10分になりましたけど、次の質問に移らせていただきます。

物価対策についてであります。

質問の趣旨は、実質所得の低下が継続する中、食品を中心に価格高騰が継続しております。うきは市の取組方針について、所見をお尋ねしたいと思います。

なお、1、2、3について記載しているのは、一つの事例として示したものでありまして、①は公益事業への支援、②については、市内で任意で民間団体等が主催するところへの団体への支援ということ、第3は、高齢者などへの施設及び事業所関係への支援と、この3点、一応挙げております。

この間ずっと物価対策の中で挙げていた事例も含まれておりますけれども、食料品を中心にといったところで、ここに留意して支援をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、所見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま物価対策について、3点はこのようなこととということで御質問をいただいたところでございます。

今、議員のほうから少し御発言もありましたところ、これまでの取組等についても御説明申し上げますので多少重複するところがあるかと思いますが、うきは市では令和5年度から国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、小・中学校や保育所、幼稚園などの給食に係る保護者への補助でありますとか、本年8月、9月にも実施をさせていただきましたが、下水道料金の減免などを行うことで生活者への物価高対策を講じてきたところでございます。

また、事業者への支援といたしまして、うきは市商工会が発行する臨時経済対策商品券、いわゆるうきはペイを通じた物価高対応支援を行ったほか、学校や保育所の給食調理、学童保育、子ども食堂、高齢者介護施設などを運営する事業者に対する支援に取り組むことで、間接的な生活者支援にも取り組んできたところでございます。

議員も御承知のとおり、現在、政府では物価高に対応するための新たな経済対策が進められており、今後、国会において補正予算案が審議されるものと承知をしております。地方自治体への配分も予想されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましても、自治体の裁量で活用策を検討することが求められているところでございます。

うきは市におきましても、政府の動向を注視しつつ、これまで本市が取り組んでまいりました物価高対策の事業成果や総合的なバランスなども考慮しながら、国の経済対策を活用した事業について、今後もしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それで、ちょっとお尋ねします。改めて、国からは、今現在臨時国会が開催中ですので、まだ確定とまではいっていないということだろうと思います。ただ、閣議決定をした後、内閣府から推奨メニューや予算化を年内に行うようだというような文書も流れているというふうに話を聞きました。そういう意味では、今回の地方創生臨時交付金関係のところはどのようなスケジュール感なのか、確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） では、私のほうから答弁させていただきます。

国の重点支援地方交付金につきましては、議員御指摘のとおり内閣府のほうから年内で予算化をできればしてほしいという情報は来ておるところです。ただ、現在、総額の通知もあっていない状況でございまして、現実的に年内に予算編成を行うことは難しいというふうに考えております。

こちらは一応他市町村の動向等も確認いたしましたけれども、多くの市町村で同様の状況でございまして、ただ、一部、1人当たり2万円の予算につきましては、先日、議会に御説明の上、記者会見させていただきましたが、あちらについては実施内容というのは固まっておりますので、今議会に追加提案をして、できるだけ早く住民の皆様方に支援のほうをお届けしたいというふうに考えておりますが、それ以外の内容につきましては、総額を見ないと、どのような対策をどれぐらいの規模で行うのか決められませんし、内容だけでなく、それぞれどういった分野に幾ら行うかというのはバランスが取れたものでないといけませんので、どれぐらいうちの市のほうに来るかというところをしっかりと確認した上で、これまでの対策に加えて、内容の変更とか、追加すべきところがないかどうかまでしっかり検討した上で支援を決定する必要がありますので、基本的には年明けの3月議会、もしくは、もっと早く事業を打たないといけないということであれば、別途議会のほうに御相談させていただくという形になるかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 早ければ早いほどいいというふうには、必ずしもそうではない。ただ、自治体の判断で、今のこういう状況の中で、事前に既に実施しているところも、独自給付している、給付というか、やり方はあるんだろうと思うけど、やっているところもあります。その市民の状況の把握というか、何をどういうふうに要望されているのかといったところの把握も含めて、ぜひふだんから注視していただきたいなど。でないと、3月議会というのは、いずれにしても、支出が増えていくのは3月、4月とかというのは、2月が一番底になるわけですが、そういう意味では、年末をどう乗り越えるかといった方も正直言っていると思います。そのことにも心を開いてやっていく対策も必要なのではないかなという私としての所見はあります、本当はですね。だから、ぜひその辺の今の現状を、どういうことなのかといったところで実は資

料として出したのがこういうことですよということを示したかった。

10ページのところは、これは農水省が全国家計調査の数値を基にしてグラフ化しているので、この急激な伸び上がりが今私たちの暮らしを直撃している物価高のベースなんだということをぜひ理解してほしい。

その後、11ページには、真ん中に指数というのがあって、その真ん中のところに食料というのがあって、ここが突出して128からずっと、130とかという数字が出ているんですね。これが私たち、自分は買物をしに行っても持っていくお金は固定していますけど、買物の点数がどんどん減っています、正直言って。ぜひ御理解いただいて、早い対策を早急にしていただきたい。そういう意味では、各課及び各係において関係する施策の点検をきちんとするというところを、影響がどの程度広がっているのかといったところを把握することが今課せられた内容かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

時間がありませんので、今言いましたように、特に120%を超えるという異常なところですよ。物価高の原因となっているところについては非常に構造的な問題があるんだろうというふうに思っていますので、引き続きずっと続くんだろうと思っております。ぜひ各課のところでも把握に努めていただいておりますし、優先順位を上げていただきたいなというふうに思っています。

最後に、日本の現状は、原材料はほとんど輸入ですね。輸入に依存する国であります。積極的な財政を国は示しておられるけれども、逆に、財政への懸念から円安が加速するだとかといったところもあります。そういう意味では、可処分所得の低下、それからあとは、さっき言いました子ども・子育て支援策の中でまた負担が増えるということもあるので、国民負担率が上昇していくといった実態があると思っております。2022年の数字ですけど、租税で29.4%、社会保障で19%、合わせて48.4%、半分は税と社会保障で取られているといったところだと思っております。

そういう意味では、自治体としての、うきは市民にとっては最後のとりでとなるうきは市の自治体になるかと思っております。市長にはこの辺のところを御理解いただいて、今はやりの言葉で言いますと市民ファーストということになりますので、よろしくお願ひして、終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで9番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 休憩に入ります。10時15分から再開をいたします。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

それでは冒頭、岩淵議員の一般質問の中で、吉村副市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 吉村でございます。

大変申し訳ございませんが、先ほどの答弁について2点訂正をさせていただきたいと考えております。

1点目は、私が1人当たり2万円の給付について追加提案を考えておりますということで御説明しましたが、正確には子供1人当たり2万円の給付案について追加提案を考えているというお話でございました。

もう一点が、議会に御相談した上でというふうに私は申し上げてしまいましたが、議会への御説明は10日の全員協議会の場と考えておりましたので、その2点、併せて訂正させていただきます。

こちらは子供1人当たり2万円の給付を追加提案させていただきまして、できるだけ速やかに支給につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、次に2番、高木亜希子議員の発言を許可いたします。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番議員の高木です。議長から発言の許可をいただきました。すごく傍聴の方が多くて、頭から緊張しております。

12月という大変寒い中に、今日はすごく大勢の方に足をお運びいただきましてありがとうございます。大切な機会ですので、丁寧に質問していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

この一般質問の機会というのは、議員にとっては一種政策提言の場であり、また、執行部の皆さんの方針を市民の皆様がお知りになる貴重な機会だと思いますので、一種の広報的な場でもあると思います。今回もそういった趣旨の質問も含めて質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、今後の市としての方針について、3つお尋ねをしたいと思っております。

大テーマ1、公共施設等の除却事業について、大テーマ2、移住・定住施策、職場定着支援について、大テーマ3、PPP／PFI導入の方針について、以上の3つです。順に質問をさせていただきます。

それではまず、大テーマ1、公共施設等の除却事業について。こちらは過去、複数の議員の皆さんがこれに類する質問をしてきたテーマになります。

総務省から今年リリースされておりますけれども、公共施設等の適正管理について、新たに除

却事業が支援対象となりました。従来、不要になった施設の除却、分かりやすく言うと、解体は対象外でしたが、解体も支援の対象となりました。解体後、土地の使い道が決まっていなくても対象とされています。活用見込みがない施設、例えば、自然災害で倒壊する危険や不法侵入などの防犯上のリスクがある施設の除却、解体に対して交付税措置がされていくということになるかと思えます。

総務省が全自治体を対象とした集計では、2025年から2029年度の5年間に計画している公共施設の除却費用総額が7,850億円、これは2019年から2023年度の約3倍近くになるそうです。除却したくても、多くの自治体で財源が確保できず、計画になかなか計上できない建物もあると見られると発表されております。本市にもそのような建物が存在しているのではないかとこのように認識をしております。

ちなみに、公共施設等総合管理計画の令和4年3月の改定時、うきは市の公共施設、インフラ資産についての更新費用は、総務省が示す更新費用試算の考え方によると、年間25億9,000万円が必要であるというふうに記載をされておりました。財政支援を受けながら、自然災害での損傷や防犯上の課題、こういったリスクを取り除けるというのは、市民にとっては非常に大きなメリットだなというふうに受け取ることができます。あと、将来的に土地の利活用が促進される可能性も大きいのではないかなというふうに思います。必要であれば前倒しをしつつ、ぜひ進めていただきたいと考えております。

それと、建設業界における2025年問題もあります。団塊世代の先輩方の大量引退を背景として、人手不足が一層深刻化する現象です。建設業界においては、従事者の皆さんの高齢化と若年層の入職減少というのが、この時期同時発生しております。現在29歳以下の従事者の方は、推計割合が約1割ということです。工期遅延や工事受注の制限など深刻な影響を及ぼすと、国交省のレポートでも出ております。

そこで、御質問です。総務省から出された「公共施設等の適正管理について」においては、除却事業も支援対象となりました。建築物その他の工作物除却費用が今後ますます上昇していくことは明白だと思います。

本市では公共施設等総合管理計画の改定が予定されております。プロポーザルが実施され、事業者選定も終了しております。今後、改定作業が本格的に始まるかと思えますが、まちの変化を停滞させないために、除却事業を先延ばししないことは私は大変重要だというふうに考えます。この辺りの統合、複合化含め、方向性やスピード感についてお考えをお伺いいたします。

(2) 国の事業は適用されませんが、各自治会公民館などの除却についても同様の課題があるというふうに考えております。6月に組坂議員が行った質問に対する御答弁では、支援の在り方について検討というふうに御回答されておりました。

市の助成制度の検討について、その後の進捗状況をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま公共施設等の除却事業について大きく2点の質問をいただきました。

1点目の、公共施設の統合や複合化を含めた方向性やスピード感についての御質問でございます。

うきは市となり20年が経過をいたしました。これまでの間に姫治地区の3つの小学校の統廃合をはじめ、若葉保育園の民営化、また、旧朝田保育所の売却等を進めてまいったところがございます。また、新たな生涯学習センターの建設に当たり、隣接しておりましたムラおこしセンターを解体し、その機能を有する新たな施設としてり色ふるさと館を建設し、施設の統合を図ったところでもございます。

このような施設の適正化は、議員も御指摘をいただいております。うきは市公共施設等総合管理計画に基づき実施したものでございますが、これらの取組により、行政財産の建築物における延べ床面積は、平成26年度末と比較しますと、令和6年度末時点で約8%減少をいたしているところでございます。

現在におきましても、浮羽町域にある小・中学校の新たな在り方について検討を進めており、小・中学校のあり方検討委員会を昨年設置し、当委員会の中で御審議をいただき、現在、浮羽中学校の敷地内に御幸小学校、山春小学校、大石小学校の3校と浮羽中学校をまとめた施設一体型の義務教育学校の建設を求める意見書を検討委員会からいただいたところでもございます。

今後は、この意見書を基に策定する浮羽町域学校再編基本構想に沿って、浮羽町域の学校施設の再編を進めていく予定といたしております。

このように施設の適正化を図っているところでございますが、議員御指摘のように、人件費や物価の高騰により施設の除却費用も上昇していくことが予想されるところでございます。今後もスピード感を持って公共施設の適正化を進めていくため、令和9年度からスタートする新たな公共施設等総合管理計画の作成過程の中において、施設の利用状況やランニングコスト、老朽化の状況を把握し、将来的な人口減少や市の財政状況を踏まえた上で、延命すべき施設と統廃合すべき施設の判別をしっかりと行いながら、計画策定後は速やかに実行できるように努めてまいりたいと考えております。

2点目が、各行政区自治会等での公民館等の除却に係る助成制度等の検討についてでございますが、議員からも御指摘がありましたように、本年6月議会において組坂議員から同様の御質問をいただいた際に、まず、各公民館の利用実態や建物の現状を把握しながら、支援の在り方について今後検討してまいりたいと答弁をさせていただいたところでございます。

その後の進捗になります。各公民館の地域における利用実態、建物の状況等の把握を8月に実施させていただき、その結果を基に、支援の在り方について現在検討を行っているところでございます。

令和8年度からの支援制度の実施を目指し、行政区における施設の共同利用等の検討と併せ、除却後の地域機能の継続にも配慮した支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ただいまの御説明で、統合ですとか廃止について地域や関係者の方々との協議を進めながら取り組んでいただいていることはありがとうございます。

それと、経費削減についても現場職員の方々ですとか所管課の方々が努力していただいて、かなりその辺りの削減についても進んでいるということで、ありがとうございます。

いただいた御回答の中で、浮羽町域の学校再編に伴ういろいろなことがこれから動いていくだろうということで、特に御幸小周辺の公共施設については、恐らくこの学校再編が契機となっていろいろと変わっていく可能性が生まれてきたんだなというふうに受け取っております。この辺りも、私も浮羽町域に住んでおりますので、非常に前向きに捉えたいというふうに思っております。

一方で、施設によってはそれだけでは根本原因の解決とはならないものが現状ではあるのかなというふうに思います。例えば、具体的に挙げてしまいますと、もう使われなくなっている東校ですね、本校舎の部分ですとか、ガラスも落ちて、国道から見てもなかなか地域の方々にとっても残念な様子になっているところが見て取れます。

全国の先進事例を調べてみました。例えば、埼玉県の深谷市などでは、マイナス入札という手法で、もう使われなくなっている公共施設の売却が行われております。費用、時間の圧縮、そして、跡地活用の加速化などに寄与しております。

耐震性を満たして活用可能な建物は要検討という姿勢はもちろんあってしかるべきだとは思いますが、施設によっては将来的に使用に耐えないものも現段階でありますし、人口減少が著しく進んでからではその対応がちょっと遅いのではないかなというふうに感じます。市民としては、やはり老朽化で耐震性を満たさない建物については、安全性を考慮して原則解体というような指針を明確化していただきたい。もしもそういった公共施設があるならば、それを総合管理計画だけではなくて、市民が分かりやすい、例えば、ホームページ上などで分かりやすいところで、その進捗状況が分かるような形で開示していただけないかなというふうに考えます。

そして、そういった公共施設、今、各所管課による管理体制というか、チェック体制になっているかと思うんですけれども、特化した人員体制が必要なのではないかなというふうに考えます。一つ一つの課の職員の方々がそれぞれ関与する形ですと、どうしてもその関係者の方々の従来

の関係性の中で協議していかなければならないので、いわゆる総論賛成、各論反対の各論の部分が強くなってしまうんじゃないかなという気がしておりますし、それと、公共施設のローリングですとか、そういった部分のノウハウの蓄積につながらないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど先進事例として挙げた深谷市では、企画財政部の下に公共施設改革推進室というところを設けて、そこがこの関係の業務をされております。ほかの先進自治体では、千葉県の流山市では財産活用課、鳥取市では資産活用推進課、沼田市では資産活用課ファシリティマネジメント推進係、こういったところである程度専門化して、そちらが取組の主軸になっています。

市長が就任挨拶の際に書かれていたんですけれども、新しい時代の新しい課題にもしっかりと解決策を見いだしていくというふうに打ち出しておられました。昭和の人口増で公共施設の保有面積増という時代から、今は人口減で、公共施設に関しては縮減しつつ、集約化、複合化で、なおかつ充実していかなければならないという、非常に困難な課題に取り組む時代にもう変わったんだというふうに思います。

解決策づくりのかじ取りをする、そして、そういったノウハウを集積する専門部門をつくることを考える時期に来ているのではないかなと。市民目線で見るとやっぱりそういったことを考えるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 公共施設の統廃合等について、幾つかの御意見、御提言をいただいたというふうに思っております。

まず冒頭におっしゃられていました浮羽町域については、当然御幸校区のみならず、山春、大石も含めて、学校の再編ということが進んでいけば当然、今ある現有の学校の土地、建物の活用法だとか、そういったことは今後しっかりと議論をしていく内容になると思っておりますし、スピード感を持って対応していきたいというふうに考えているところでもございます。

また、特に御幸地区につきましては、議員が御期待をいただいているとおり、私も非常に今後の将来、10年間ぐらいに向けて大きな期待を寄せているところでございます。

本市は先月に2万7,000人を切りまして、今2万6,900人台の人口に突入をいたしております。社会減の部分があるんですが、一方で移住をしていただいている方も一定数いらっしゃる中で、微減にとどまっているというようなどころではあるんですが、そういった中で、今後ひとつまちづくりの大きな起点になるのは、私は浮羽町域だというふうに認識をしているところでございます。

そういった中で、いかに地域の町の皆さんの御理解をいただきながら、そうした思いを共にしながら、この浮羽町の人口を下げ止めるのか。そして、それがうきは市全体のそうした課題にひ

とつどういった効果を及ぼすのか。大きなところまでは申し上げませんが、ひとつ歯止めになるようなものになるのか。そういったことをしっかりと効果検証も進めながら、公共施設の在り方についてしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

あと、東校について言及をいただきましたが、確かに建物に獣等がすみついたりするようなこともあろうかと思っておりますので、管理の在り方については今後考えていかなければならない部分もありますが、議員も御承知のとおり、現在、東校跡地に関してはルリー口福岡さんに無償貸与というような形でお貸ししている状態になっておりますので、そういった兼ね合いも含めながら、今後、取組については考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

あと、総合計画の進捗状況についてですが、随時細かく進捗状況をお伝えするのは全ての施設で、そして、なかなか数的にも労力的にも難しい部分があろうかというふうに思っております。また、先ほどの岩淵議員の一般質問のお話じゃありませんが、この総合管理計画等についても多くの議員の皆様からこの議会を通してこのような形で取り上げていただいておりますので、その都度進捗をお示しさせていただいておりますので、そういった機会を捉えて、進捗について市民の皆さんに広くお伝えするのが好ましいのかなというように思っておりますが、やり方についてはまた少し検討させていただきたいというふうに思っております。

あと最後に、特化した人材や係、課をつくってはどうかというような御意見でございましたが、一応今、本市でそういった財産管理をしているところは、財政課の契約管財係がこの任に当たっているところでございます。

今回、広く公共施設とか市有財産について御発言をいただいているんですが、そもそも論として市有財産は、行政財産として持ち合わせているものと、いわゆる普通財産、一般財産として持ち合わせているものに分けられます。用途を終えて行政財産から普通財産に切り替えたものを契約管財係のほうで預かるような形になっておりますので、今、契約管財係で管理をしている部分については、一定役目を終えたような、また、そういった土地や建物だというふうに認識をしておりますので、今私のほうからも、この普通財産に関する今後の在り方、処分の検討等を財政課に求めているところでもございます。

一方で、行政財産として持ち合わせている、今まだ活用されている部分については、当然地元の皆さんの御理解もいただいた中で今後の在り方を検討すべきだと思っておりますので、学校について1年間をかけてしっかりと検討委員会の中で様々なステークホルダーの皆さんと御協議をいただいたと思いますが、そのような手段等も踏まえながら丁寧に取り扱っていく必要があるものだと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 今学校のお話があったので、これから先、それが本当に決まった

として、その後の3校の取扱いに関しては、恐らく学校のまた別のテーブルでの協議が必要になってくるかと思えます。そこについては、やはりまた別テーブルでしっかりと協議を進めていっていただきたいと思えますし、その中で地域の皆様の声というのはきちんとすくい上げていただけたらなというふうに思えます。よろしくお願ひします。

ちょっと時間があれなので、大テーマ2のほうに移らせていただきます。

移住・定住施策、職場定着支援についてになります。

9月議会の総括質疑の際に、移住・定住施策について、Uターン者にフォーカスを当てた支援を検討するという答弁をいただいております。

そこで、一例としてなんですけれども、地方就職学生支援事業など、こういった若い世代をターゲットにした事業に取り組むお考えはあるのか、お伺ひしたいと思います。

(2) 現在、全国的にローカルのどの自治体も移住・定住には取り組まれております。移住者の取り合いという状況も中には呈している部分があるかと思えます。

そこで、先進自治体のほうを見ましたら、各自治体ですとか町内会の情報をホームページ上でオープンにしているところ、こども誰でも通園制度を活用して保育所などの体験入園を提示しているところ、これは八女市さんのほうに取り組まれるようなことがせんだって報道されておりましたね。そのほか、住まいのことや仕事のこと、家族のことなどの移住者アンケート結果について公表しているところなどがありました。いずれもイメージ訴求に特化しているのではなく、プラスの部分だけでなくマイナスの部分も見てもらって、その上で移住・定住を考えてほしいという取組になっております。

もしもUターン者に力を入れることを考えるならば、こうした移住の先の、むしろ定住に向けた環境づくり、体制づくりが必要ではないかなというふうに考えます。市長のお考えをお伺ひいたします。

○議長(江藤 芳光君) 榎藤市長、答弁。

○市長(榎藤 英樹君) ただいま移住・定住施策と定着支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の地方就職学生支援事業などの取組についての御質問でございます。

地方就職学生支援事業は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に原則4年以上在学し、卒業から1年以内の者を対象に、他地域への就職や移住をする際の移転費用や就職活動に係る交通費の一部を補助する国の事業でございます。

現在、福岡県内の2つの市がこの事業を実施されていると承知しておりますが、実際に支援に至った実績は、いずれの市もゼロということでございます。その背景には、首都圏とそれ以外の地方との賃金水準の格差でありますとか、地方での魅力的な受皿の不足、学生が求めるキャリア

に合致する求人情報の不足、地方企業の認知度の低さなど、支援金だけでは解決できない問題があると考えており、現時点においては、本事業の対象である1都3県の大学生などを本市の移住・定住施策のターゲットとすることは、まだ課題が多くあるのではないかというような認識を持っているところでございます。

本市といたしましては、本市への移住・定住がより現実的なUターン希望者にフォーカスするような取組を検討いたしてございまして、市内の実家の有効活用など、定住に資する支援策を現在検討しているところでございます。今後、その取組を実行していくことで、移住・定住施策をさらに進めてまいりたいと考えております。

2点目が、移住の先の定住に向けた環境づくり、体制づくりが必要ではないかとの御質問でございます。

少子化や若年人口の減少が進行する中で、将来にわたって地域の活力を維持していくためには、若者や子育て世代に本市を選んでいただき、移住だけでなく、長く住み続けていただくことが重要であることは認識をいたしております。

本市ではこれまで、移住を希望する若年世帯等に対する賃貸住宅の家賃やマイホーム取得に係る費用の支援、地域の魅力や移住・定住に向けたSNSでの情報発信など、様々な移住・定住施策に取り組んできたところでもございます。しかしながら、移住しても定住につながらないケースも一部あると聞き及んでおります。

議員から御提案がありました各自治会や町内会等の情報のオープン化や移住者アンケート結果の公表は、自分に合った地域コミュニティーを知り、地域の行事等に参加しやすくなるという点で有効であると考えます。移住お試し住宅や保育所の体験入園など、実際に体験していただく機会については、移住の先の定住に対する具体的なイメージを持つことができ、移住に当たっての不安材料の解消にもつながるものと考えます。

本市といたしましては、若者や子育て世代に本市に住んでみたいと感じてもらえるよう、雇用や住まい、子育て・教育等について総合的な環境整備を行うとともに、移住・定住の相談体制の充実を図り、定住施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 年代といたしますか、多分、私がターゲットとしていただきたい年代というのが、恐らく今現在主軸に考えていらっしゃる、現実的なUターンを考えていらっしゃる年代よりも、私は恐らくもう少し下の年代からアプローチしたほうがいいのではないかなと考えているので、その視点から再質問というか、御提案のほうをさせていただきたいと思っております。

若者ですとか大学を卒業されたての20代の方をアプローチのターゲットにされている自治体が幾つか全国的にございますので、御紹介させていただきたいと思っております。

まず、函館市です。こちらは、はこだてエリア企業採用情報発信支援事業というものに取り組んでいます。学生が利用するインターンシップ情報・就職情報サイトを通じて、市内の企業情報を発信して、学生の市内でのインターンシップ活動ですとか、あるいは市内企業の合同企業説明会への参加ですとか、あるいは内定者向けの研修ですとか、そういったところに市が予算をつけています。

令和3年度にスタート時が940万円、実績が好調なことから年々積み上がってきておりまして、今期は1,540万円、掲載事業所が15社あります。地場の大手さんから中小まで、いろいろな事業所が参加をしておられます。

あるいは山口県の光市、こちらはインターンシップ促進補助金を設けておられます。学生のインターンシップを受け入れる市内事業所に向けて、1社5万円上限、令和7年度で60万円、こちらは高校生以上が対象となっています。

福島県伊達市、就業体験活動費支援事業補助金、これは予算総額まではつかめていないんですけれども、教育、保育、福祉、いわゆる社会的なインフラを支えるような事業者さんになると思うんですけれども、こちらで2日以上就業体験した際の活動経費のうち、3分の2を市が助成しますという補助制度を設けています。

いずれも若者ですとか大学生世代の取り込みを狙った事業です。

ほかに、例えば、これはうきは市が今多分非常に弱いところだと思うんですけれども、中学校を卒業してからの若い方々へのアプローチがなかなかできない、つかめない。これは非常に今現在弱いと思うんですけれども、例えば、二十歳の集いの受付をLINEですてしまう。LINEの公式アカウントの友達機能を使って行って、20代向けにセグメントをあれして情報発信の拡充に努めている、こういった自治体もあります。

今現在ですと、うきは市の場合は中学校を卒業した瞬間にその年代がすこんと抜けてしまうので、何らか、少額でもいいので、やはりそういったアプローチのための予算化というのは私は必要なんではないかなというふうに思います。特に先ほどの事例の中で、医療、福祉、教育も含め、いわゆる社会インフラを支える職種の方々、今どこの自治体でも取り合いになっています。こういった方々というのは、入職された地域でキャリアを積んでいく傾向が強いと。一度そのエリアで入職、学校を卒業してそこで就職してしまうと、例えば、その病院の圏内であるとか、その福祉事業所の運営会社のほうの中とか、そういった形でキャリアを積んでいくことが多々あるということでレポートがありました。

少額でもいいので、市として若い方々にアプローチしたいんだよという行動を示していくことで、やはりその世代の方々に、地元の企業に対して親和性を高めていっていただきたい。そういえばふるさとで就職できる場所はあるのかなとか、そういった情報を出すことでつなぎ止めていって

いただけたらなというふうに思います。ぜひ早い段階での回帰志向を生み出すような仕組みを取り組んでいただきたいと思います。何かお考えがありましたらよろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま先進事例等も踏まえて様々御提言をいただきまして、お話しいただいた内容については今後の参考にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。特に二十歳の集い等で、LINE等を活用してコミュニティーのネットワークを形成するなどというのは予算もかからずにできることなのかなというような形で受け取ったところでございますので、そういった部分についてはまた担当課と様々検討させていただきたいというふうに思っております。

1回目の答弁でも申し上げたとおり、幾つか課題を申し述べた中で、当然、うきは市の認知度であるとか地元企業の認知度というのは高いものではないという認識がございます。特に、フルーツ等のトップセールスで首都圏を訪ねても、うちの職員は胸を張って、皆さん御存じでしょう、フルーツ王国のうきはですよと行って、東京のビッグサイトとかああいう大きなところで言っているんですが、首都圏の人からフルーツといったら山梨、長野なんですね。なので、うきははってまずどこですかから始まる。そういった首都圏の学生とか都市圏の学生に、まず、うきはであるとか私どもの地元で活動する事業者さんを知っていただくというのは、かなりしっかりとした考えと方法をもって取り組まないと埋没してしまうことになるというのは、非常に今、ブランド戦略の取組の中でも危惧している部分であります。

ですので、今、議員から御指摘のような世代の取り込みに関しては、当然地元でできることは地元で、究真館高校の皆さんへの支援と併せて、地元の高校であるとか、家元から通っていらっしゃる、実家から通われている高校生とかに、そのままぜひ地元企業に就職してみないかというような取組については何かしら一考できることはあろうかと思いますが、なかなか都市圏、首都圏をターゲット——母数が多いので魅力的ではあるんですが、なかなか今のところ具体的に思い浮かぶような施策を思いつけていないところであります。

あと加えて、本市の人口が今2万7,000人弱ということをお説明申し上げましたが、その中で、分母の多いところに大きな投げ網のようなものをまくようなイメージでたくさん取り込みにかかるよりも、やっぱり確実に帰ってきていただけてそうなお一人お一人、そのターゲットとして今、Uターンを考えてくれるような世代であるとか、そういった皆さんをフォーカスしている状況にありますので、そういった方々を確実に取り込めるような、そして帰ってきていただければ、例えば、親と住む実家を改装するのに補助が出たりだとか、地元企業とパイプ役をしていたりとか、そういうような支援につなげられたらというように思っております。

そういった中で、今、うきは市商工会さんが新たな取組で、10月28日だったと記憶してい

るんですが、るり色ふるさと館のほうで田主丸町域も含めた合同会社説明会を行っていただいて、地元の企業が二十社か二十数社ぐらい集まって、市内外から結構予想よりも多くの就労希望の皆さんにお集まりをいただいて、中には学生さん等も多くいらっしゃったというふうに伺っています。

今、商工会さんのほうでも、そうした地場企業にいかにか就職をいただけるかということに知恵をいろいろ出されておりますので、商工会さんともしっかり連携を図りながら、そういったことに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 比較的近隣にお住まいの方々に、やはりうきはに戻ってきたいという方が確実にお戻りいただけるような形を少しずつつくっていただいているというのはすごくありがたいなというふうに思います。

一方で、先ほど申し上げた社会的なインフラを支えるような職種の方々の担い手確保というところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 社会インフラを支えるというのも様々職種がありますので、これにはこれをというような具体策というところまでは持ち合わせていないんですが、そういう意味でいくと、私どもの市役所で従事する職員もそういう社会インフラを支えるメンバーの一人だと思っておりますが、やはり採用については非常に苦心をしているのが現状でございます。一昔前ぐらいまでは、旧浮羽町役場、旧吉井町役場で勤めるとなると、地元からしっかり雇用と結びついて、そして、よかところ入ったやんねと言っただけのようなところだったんですが、今、職員で地元採用の割合も昔に比べたらかなり減ってまいりまして、なおかつ、なかなか新卒で高校生を募集しても集まらないとか、大学卒業程度の皆さんを募集しても集まらないというようなことで、比較的今、中途での採用、一定の社会人経験を積んだ上で御活躍いただく皆さんに入っただけで割合が増えております。重ねて、そういった皆様は一定何かしらの社会経験を積んでおられますので、非常に即戦力として活躍をいただいている現状もございます。

ですので、質問の答えになっているかどうか分かりませんが、ほかの業種も含めて、今までがどうしても高校を卒業した方を対象に、とにかく18歳、19歳でうちの企業に入れるんだと、うちの市役所に入れるんだというような体制から、もう少し幅広に募集の枠であるとか、御承知のとおり、今は一昔、二昔前と違って、昔は例えば、ここは男性が従事するのが好ましいとか、そういう性別だとか年齢だとか様々な制約があるような職種もあったかもしれませんが、今はそういったものがほぼほぼなくなっている上に、60歳で昔は定年だったのが、下手したら今は70歳ぐらいまで働かなきゃならないというような世の中でもありますので、そういうシニアで経

験豊富な人生の先輩方に活躍いただく機会をつくったりとか様々な形で、とにかく議員がおっしゃられるように、社会インフラの維持、確保は市民生活を守る上での第一歩でありますので、そこに対しては様々な手段を講じて確保に努めていく必要があるという認識は持ち合わせているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） やはり市民の皆様にとって、社会インフラを支える方々が次の担い手がいらっしゃらなくなったときというのは、そこが一番やっぱり不安感が強いところだろうというふうには私は思っております。その方々が入職のタイミングでどうしても地域を選ぶ、これも当然事実だと思います。次世代の担い手を確保して育成していくという観点からも、やはりその世代に対してのアプローチも何らかぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、大テーマ3の質問に移りたいと思っております。

PPP及びPFI導入についての質問です。

こちらは以前私も一般質問のほうで一度させていただいております。浮羽町の西隈上団地整備事業を契機とした、いろいろな議論があったときの質問です。福岡市の方針やガイドラインを参考にされていること、本市としての何らかの目安は令和7年度中には市民に示したいという御回答をその際にいただいております。

改めてこの質問をさせていただくに当たって、現在の目安を現行でつくっていらっしゃるのかどうかとか、その辺りの取組の進捗状況、おおよその内容、それと、今後建設などが想定される公共施設について取り入れる考えがあるのかを伺えたらなというふうに思います。御回答よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいまPPP、またPFIの導入の方針について、取組の進捗や今後建設が想定される施設へ取り入れる考えがあるかとの御質問でございます。

うきは市では現在進行中の西隈上団地等整備事業において、民間の経営力や技術力を活用したPFI方式による事業を進めているところでございます。

本年3月議会における高木議員の一般質問にもありましたように、国が定める多様なPPP/PFI手法導入を先進的に検討するための指針の策定については、当時は、人口10万人以上の自治体において優先的に検討規定の策定及び運用が進められるというような方針でありましたが、本年6月の改定で人口5万人以上の自治体への適用の範囲が拡大をされたところでございます。

本市の人口規模で見ますと、改定された後の内容においても対象外ではありますが、冒頭申し上げました西隈上団地等整備事業において、既にPFI方式にて事業を進めておりますので、まずはその検証をしっかりとした上で、今後の市の事業への導入については様々な観点から検討を重

ねていかなければならないというふうに考えております。

P F I方式のメリットといたしましては、議員も御承知のとおり、事業全体を包括的に遂行することによるコストの削減や業務の省力化が見込める一方で、デメリットといたしまして、大手企業に発注が集中するのではないか、あるいは参入する民間事業者を十分確保できるのか、そういった課題等もございます。そういった課題の洗い出しを行い、私たち自身も今回初めて取り組んでいる事業でありますので、経験を重ねながら、さらなる知識の習得に努めてまいりたいと考えております。

また、各種事業者の方々とも本年度中に意見交換等を兼ねた勉強会を開催し、市の事業に対する民間活力の導入について引き続き研さんを積んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 今後の導入については検証及び検討が必要という御回答でした。

このP F Iの導入に関しては、西隈上団地のときに地元企業をどのように保護していくかという視点での議論がありました。議員の皆さんからも多くの意見が出ていたかと思えます。審査の評価項目で、地元産業への貢献に関する提案という項目で、その点を評価しているという御説明だったと記憶しております。

地元の企業が地元の事業を受注することというのは、企業の持続可能性を高めるといいますし、市としては法人税の税収増につながります。加えて、地元企業の方々に経験値が高まることは、何かあったとき、例えば災害ですとか大きなトラブル事案ですね、そういったときのスピード感がやっぱり違うんじゃないかなというふうに思います。地元の事情ですとか実態に即した対応をしていただきやすいのかなという共通認識が前提としてあるというのは、ベースとしてはすごく大きいので、スムーズな意思疎通ができることを、恐らくそうなんではないかなというふうに想定します。

今、実は私が気になっているのが、浮羽町域の学校再編ですね。こちらのときにこの手法が導入されるのかどうなのか、ここところがちょっと気になっております。公平性ですとか競争性の担保というのはもちろん重要だと思います。大事なことだと思います。それと、地域をよく知る地元企業の方々のお仕事というのが共存していける形になれば、より望ましいなというふうに思うんですね。

先ほど意見交換会を兼ねた勉強会を開催するというふうにおっしゃっておられました。福岡市は、P P P / P F Iについて毎年セミナーなどを開催されています。市の方針として、地場企業により構成されたグループから付加価値の高い公共サービスや活力ある地域社会の形成に資する事業提案がなされ、本市が発注するP P P事業の受注と事業展開が実現することを目指すというふうにごホームページなどでもうたっておられます。

もしも本市で今後、PFI手法というのがいろいろな公共施設に対して用いられる手法になるならば、継続的な事業、継続的な研修であったり勉強であったり、そういった取組が必要なんだろうというふうに思うんですけども、この勉強会であったりとか、どのような組立てを考慮おられるのか、まずは今年やってみるというものなのか、それともある程度継続的に実施していただけるものなのか、その辺り何か計画的なところはございますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 幾つか御質問等をいただいたかと思いますが、まず勉強会については、今後どういう形でというような具体的なものを決めているところではございません。ただ、3月議会等で議員の皆さんにもPFI事業について様々な御意見をいただいて御議論いただきましたので、そして、先ほども申し上げましたように私たちも経験を積んで知識を集積していく上で、地元の事業者、各種事業者の皆様と様々意見交換を図ったり、我々が積んだ経験や知識等を様々御教示したりというようなことは一定必要だと思っておりますので、本年度内にまずは1回開催をしたいというところでございます。私の思いとしては、次年度以降もPPP方式であるとかPFI方式を何らかの今後の公共事業等に用いるということであるならば、継続的にそういったセミナー的なものは開催する必要があるのではないかという認識でおります。

最初のほうに学校再編についてのお話でしたが、今、議員も御承知のとおり、あり方検討委員会が方向性を示す意見書を出していただいたままでのところでございますので、今後の学校建設等に関しての方式とか、そういったものは全く今決まっていない状態でございますので、特段この場で申し上げるようなことはないというのが実情でございます。

あと、今後の考え方についても少し伺われたと思いますが、先ほど議員が語るおっしゃっておられた、議会の皆様からも3月議会中に多々御意見をいただいた、いわゆる地場企業、地元企業の育成ということについては、十分にその必要性は私自身感じているところでございます。そういった中で本年度も様々な取組を行ってきておりますし、公共事業等でいえば、今、筑後川水系の巨瀬川の緊急治水対策プロジェクトが行われておりますが、地場の企業の皆さんにしっかりと護岸の工事等を入札等で担っていただいて、よりよいものを造っていただいているところでございます。

そういったところをしっかりと様々な事業を分析しながら、本市に今後そういった大型の公共事業等があるに際して、コストとか先ほど申し上げましたPPPやPFIのメリットが十二分に生かせるものなのか、それとも、そうした地元であるとか、あと様々な地域の特性や条件を踏まえて違う方式がいいのか、そういったことは今後しっかりと検討して進めていくべきだという認識でおります。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 地元企業育成の観点とPPP/PFIの手法導入の両方とも、国からの予算を考えると、中にはPFIの活用を促すようなものもありますので、今回、先ほど学校については、まだその段ではないということをおっしゃっておられました。ただ、国の実施割合とかを見ると、全国の学校についてはやはりPFIを活用されているのが多いんですね。なので、その辺りは共存していけるようなものであるならば望ましいし、そうなるようにしていただきたいというふうに、そういった気持ちからの質問でした。

やっぱり地場の企業さんが地場できちんとお仕事をして回転していただかないと、地元若い方も戻ってきづらい、次の世代のことがなかなか見えづらい、こういったところがやっぱり心配になってくるので、その辺り、我々市民にとっても分かりやすい形、なおかつ納得のいく、市民として、だったら応援したいよねというふうに応援できるような体制で臨んでいただけたらなというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は11時30分より再開します。

休憩に入ります。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、8番、竹永茂美議員の発言を許可いたします。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 8番、竹永です。よろしくお願いいたします。

今日12月8日は、今から84年前に太平洋戦争を始めた日ということが新聞に書いてありました。敗戦・被爆80周年の今年に当たり、ある新聞には、戦争被害については多く語られたが、戦争の加害についてはあまり語られていないとの記事がありました。ここに11月30日の朝日新聞の記事がありますが、これは大相撲で優勝した安青錦関が長崎の平和祈念館を訪れたという記事であります。安青錦関は御存じのように、21歳ということで、ウクライナから避難している人物でありますけれども、このように若い方が戦争について考えているのであれば、私たちもしっかり考えていきたいと考えています。

さて、通告書に基づき一般質問を行いたいと思います。

それでは、1番目、通学路の安全確保についてお伺いいたします。

1点目は、2025年度通学路整備の進捗状況について、各小学校別にお伺いいたします。

また2点目は、うきは市の通学路の安全対策整備の基本方針について伺いたいと思います。

本年度予算、土木債の交通安全対策事業（過疎対策事業債）について、これを使いました計画と進捗状況について伺います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま通学路の安全確保について大きく2点御質問いただきました。

通告書に記載のない質問が最後ついていたようですので、全てに対してお答えができるかどうかは分かりませんが、まずは2点目の土木費の交通安全対策事業につきましては私のほうから答弁を申し上げ、1番目並びに2番目の通学路の安全対策につきましては、私の後、教育長から答弁をさせます。

2点目の土木費の交通安全対策事業について、計画と進捗状況についてという御質問であったかと思います。

土木費の交通安全対策事業の計画と進捗状況ですが、小学校の通学路の安全確保を図るため、毎年度ごとにうきは市通学路安全推進会議を開催し、うきは市通学路安全プログラムを作成しております。そのうきは市通学路安全プログラムに盛り込まれております対策箇所について、期間を要する整備以外、翌年度までに対策完了するよう整備を進めているところでございます。

また、そのほかの通学路以外の個別要望があった箇所については、現地状況を確認し、箇所ごとに必要な対応を行っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） まず、1点目の2025年度通学路整備の各小学校別の進捗状況についての御質問ですが、小学校の通学路の安全確保を図るため、毎年、うきは市通学路安全推進会議を開催し、うきは市通学路安全プログラムを作成しております。本年度につきましては、令和7年8月に会議を実施し、プログラムを作成したところです。

協議内容につきましては、各小学校から通学路における危険箇所の報告を受け、7月23日、24日、2日間に、うきは警察署、国土交通省久留米維持出張所、久留米土木事務所、建設課、学校教育課による現地調査を行った後、8月の会議におきまして対策を協議しております。

まず、今年度上がってきた件数ですが、全部で23か所が危険箇所として上がってきており、現地確認を行った結果、既に対処できている箇所が2か所、次年度に向けて対処予定箇所が14か所、ハード整備で対処が難しく、ソフト対策を行う箇所が7か所となっております。

次に、学校別の進捗状況ですが、千年小学校は2件の横断歩道塗り直し、路面標示の更新を行ってまいる予定です。吉井小学校は3件の路面標示塗り直しを行う予定です。江南小学校は転落防止のための防護柵の設置、白線、路側帯の路面標示の再舗装を予定しております。山春小学校は山春信号付近に巻き込み防止のポストコーンを設置しております。大石小学校は路面標示の

再舗装を対応予定としております。御幸小学校は横断歩道、路側線等の再舗装を予定してございます。

2点目のうきは市通学路の安全対策整備の基本方針についての御質問ですが、先ほども申しましたとおり、本年もうきは市通学路安全推進会議を開催し、うきは市通学路安全プログラムを策定しております。これは平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に市内小学校の通学路において、関係機関と協議連携をし、通学路緊急合同点検を実施したことから始まり、その後も、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、うきは警察署、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所、福岡県久留米県土整備事務所、小学校7校、建設課、学校教育課で連携体制を構築し、毎年、うきは市通学路安全プログラムを作成しております。

本プログラムの取組方針にのっとり、継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を毎年実施するとともに、対策実施後の効果の把握も行いながら、対策の改善充実を行っております。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の向上を図ってまいりたいと考えているところです。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 具体的な答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか具体的な例について再質問をさせていただきたいと思えます。

今回の一般質問に当たり、各小学校を回り、校長先生や担任の先生方、そして、交通指導員さん、一番びっくりしたのは、江南小学校では交通指導を児童民生委員さんがしてありまして、正直言ってびっくりしました。頑張っていますということでしたので、私も頑張っていきたいということが終わっていますので、幾つかお尋ねいたします。

まず、吉井小学校についてですが、課題として上がってきているのが、福岡銀行から菊竹六鼓橋へのカラー舗装と、途中にありますMINOU BOOKS&CAFEの角のT字路交差点の横断歩道設置とかはできないだろうかということで、お配りしています資料を御覧いただきたいと思えます。

まず、こちらの資料ですけれども、橋のところが路側線がずっとありません。ひよっとすると、自分が現職だった14年前も、この辺に立っていたんですけど、何で橋の上だけ路側線がないのかなと思っておりましたが、その点についてが吉井小について1点と、もう一つは、郵便局横に何とかの小路を造って、子供たちが通るようになりました。ところが、通り抜けたMINOU BOOKS&CAFEの角のT字路は何もないので、やはりせっかく安全な場所を通ってきた子供たちが渡るときにないので、何らかの横断歩道なり標示が必要ではないかと考えますが、教育長はいかがお考えでしょうか。あるいはどのような点検がなされたのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 個々の案件にここでは答えられませんけれども、通学路の全ての危険箇所を整備するというよりも、先ほど述べましたように、各学校から通学路における危険箇所の報告を受けて点検、そして対策を始めるものですので、それぞれの学校の保護者、PTAと学校から、協議をした上で、ここが危険箇所の優先順位だということが上がってきてからの対策を検討しているところでございますので、その辺りのほかの方が見て危険だということのずれが多少あるかもしれません。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ現地を確認していただきたいと思います。

次に、千年小学校ですが、資料にあります、次のページの上の段になります。浮羽木協と書いてある看板の手前の災除川に架かるちっちゃな橋なんですけど、ここも歩道が途切れてなかなか進んでおりません。こちらは上吉井、大村、三角の子供たちが毎日登下校で使っていると思いますが、この辺についての状況と、前のページに戻りますが、一番下、子供たちがバイパスを渡って庄山から千年自治協のほうに渡るところなんですけど、多くの子供が渡るのに対して、そこに止まれる標識はありますが、何ら横断歩道なりの施策がなされておられません。この千年小学校の2か所についてはどのような検討がなされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、個々の案件についてここで申し上げられませんけれども、今、議員が危険箇所として示された場所が学校から上がってきておりませんので、そこを対策検討するということには本年度はなっておりません。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、次の福富小学校の分なんですけど、1つは、耳納の里の南側の横断歩道がかなり消えかかっております。標識と少しの部分は残っておりますけれども、多くの子供たちが渡っている場所でもあります。また、その右のほうは北福益団地等の子供たちが福富小学校に上がっていくところで、大変道路が狭くて危険という話が上がっておりますが、この点については対策会議のほうで上がっておるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 繰り返しになりますが、本年度の危険箇所としては上がっておりません。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） そのほか、江南小学校や御幸小学校についても路側線や歩道の設置がなされていない部分がたくさんあるのではないかなと思いますので、この点については計画

性を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、(2)に書いております土木債の交通安全対策事業(過疎対策事業債)については、本年度予算書の5ページ、8款2項3目で交通安全対策事業として2,580万円組まれている中の一部だと思っておりますが、これについては何らかの、先ほど言った計画性がある取組がなされているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長(江藤 芳光君) 権藤市長。

○市長(権藤 英樹君) 建設課長に答弁をさせます。

○議長(江藤 芳光君) 雨郡建設課長。

○建設課長(雨郡 智也君) おはようございます。建設課の雨郡でございます。

御質問がございました要望箇所ですが、交通安全の施設なんですけど、今年度につきまして山北浮羽線のほうで500万円、通学路対策としまして山北長瀬線の6路線で600万円、本町浮羽線のほうで1,200万円という形で、御要望があったところの部分の対策を取るような計画をしております。よろしいでしょうか。

○議長(江藤 芳光君) 竹永議員。

○議員(8番 竹永 茂美君) この1,530万円あたりの金額はここ数年変わっていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長(江藤 芳光君) 雨郡課長。

○建設課長(雨郡 智也君) 過疎債のほうを使わせていただきまして対応しているところでございます。金額等も、やれるところはございますので、大幅な金額の差はないかと思っております。

○議長(江藤 芳光君) 竹永議員。

○議員(8番 竹永 茂美君) 冒頭教育長のほうから言われましたように、平成24年に交通事故が起きて、それぞれの地域で安全対策が取り組まれていると思いますけれども、なかなか、大げさに言えば、うきは市全体の予算が160億円からコロナ対策を含めて180億円に1割以上上がっているわけですので、ぜひこのような交通安全対策に対しても増額をお願いしたいと思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長(江藤 芳光君) 権藤市長。

○市長(権藤 英樹君) 今御要望等をいただいたところでございますが、今日は一般質問だというふうに認識をいたしておりますので、予算の増額要望だとか、あと、先ほど細かな数値を合わせるような部分というのは、予算、決算の質疑等で行われるものが適切だというふうな認識でおりますが、今申し上げたとおり、冒頭に回答させていただいたとおり、教育長も何遍も答弁をしましたが、各校区でしかるべき形でこのプログラムの中で上がってきたものを翌年度までにきちんと対応して、今、建設課が対応していただいているという現状。上がってきたものにつ

いては翌年度までには工事が完了するような形で対応させていただいているということですので、それで十分かということ、先ほど竹永議員からもいろいろ御指摘があったような、どこか消えかかっていたり、どこか取れかかっていたりというような細かな部分まで言えば不完全かもしれませんが、地元、学校、保護者、子供たち、そういった皆さんからいただいている御要望については、現有で確保している予算でしっかりと対応できているものと考えておりますので、引き続き学校、プログラム等から要望がありました点につきましては、翌年度までの完了を見込んでしっかりと事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは最後に、交通安全の部分についてお尋ねいたします。

国道210号のカラー舗装が段階的に高橋から警察署前の信号まで、また、竹重バス停から内野印刷さんまでというふうに少しずつ進んできましたが、残念ながらまだ210号のカラー舗装ができていない状況があります。

6月の一般質問でお尋ねしたところ、担当者が変わったので随時働きかけをしているということでしたが、その後の状況についてどのような進捗状況か、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） まず、国道210号でございます。あちらのほうは国道の管理になっておりまして、久留米維持出張所というところが管理しておりまして、再三御要望には行っている次第でございます。あちらのほうも、そここのところをプログラムで出て対応しないとイケないというところは理解しておるんですが、予算が厳しいというところで、今現状ちょっと待ってくれということを言われている次第でございます。

要望ですけど、大体毎月ぐらいには、月ごとには要望しに行っていて、いつ頃になるやろうかということをおっしゃっているところがございますので、また今後引き続き要望しに行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 毎月行かれているということですので、ぜひとも取組を進めていただきたいと思います。

それでは、2点目に入ります。うきは市の障がい児、障がい者の生活支援策についてお伺いいたします。

1点目は、車椅子利用者等が利用する市の施設、小・中学校や市道のバリアフリー化の進捗状

況と整備計画についてお伺いいたします。

2点目は、市内のA型就労施設が減少しています。高等部を卒業した後の就職先としてA型就労施設の充実を図るべきだと考えますが、A型就労施設への支援策、あるいは支援計画があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいまうきは市の障がい児、障がい者の生活支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の市施設や市道のバリアフリー化の進捗状況と整備計画についての御質問でございますが、市施設につきましてはおおむねバリアフリー化しており、小・中学校については段差の解消など、施設の状況に応じて随時バリアフリー化を進めているところでございます。今年度は、校舎の玄関及び通路等にスロープを設置する計画も実施しているところでございます。

市道につきましては、歩道がない箇所が多いことから、部分的に対応している箇所はあるものの、全てをバリアフリー化しているということにはなっていない状況でございます。

2点目のA型就労施設への支援策と支援計画についての御質問でございます。

市内の就労継続支援A型につきましては、令和6年に2事業所が閉鎖し、現在、2事業所がA型、B型のどちらの事業も行う多機能型として運営をしております。事業所数は減少しておりますが、定員数に対して利用者を受け入れる余裕がまだある状況でございます。

また、障がいのある方の高校卒業後の就労先に関しましては、卒業前に障がいサービス事業所、学校、家庭、市での4者面談を実施し、就労継続支援A型事業所に限らず、就労移行支援や定着支援のサービスを受けながら一般企業への就労を目指すといったように、それぞれの障がいの特性に応じた将来像を共に検討しているところでございます。

したがいまして、市といたしましては、就労継続支援A型事業所のみを対象とした新たな支援策や支援計画は、現在検討はいたしておりません。引き続き現行の取組を継続し、障がい者の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 実は先日、電動車椅子を使ってある方とバイパスでお会いしました。その方に、うきは市内で車椅子を使われていて困ったことはありませんかと質問したところ、うきは市は住みやすいところですよ、子供たちも挨拶してくれますと返事をもらいました。よいところ、そして、子供たちの挨拶については家庭や地域、学校の取組の成果ですので、ぜひ続けていただきたいと思います。

しかし、車椅子利用者が利用する市の施設、冒頭にも述べましたが、小・中学校の体育館で車椅子が自由に行き来できるのか、また、体育館に併設されている、あるいは体育館以外でも結構

ですが、車椅子で使用できるトイレの設置状況はどのようなものかお伺いしたいと思います。

今災害が多発している中で、小・中学校の体育館が避難所となって活用するようになっておりますし、恐らく数年以内には小・中学校の体育館の空調施設も整備されると思いますが、それに間に合うようにというか、それに先行してでも車椅子の利用ができる施設としてトイレの設置を考えていきたいと思いますが、どのようなお考えか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 体育館のスロープの設置ですが、御幸小学校以外は体育館にスロープが現在ございます。工事によるスロープがなくても、今、木製によるスロープを造って、そういう車椅子等が使えるようなことは配慮をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 今御質問の中に避難所としてのというような文言がありましたので、防災の観点からお答えをさせていただきますが、学校の整備につきましては冒頭お答えしたように、今回は玄関等を今整備している学校もございますが、必要に応じて整備されるものだという認識でおります。

その中で避難所としてということですが、御承知のとおり、本市は小学校や中学校の体育館も避難所に指定をしておりますが、まずは同じく指定をされております各地域のコミュニティセンターを御活用いただいたり、あとはるり色ふるさと館でありますとか、御幸コミュニティセンターのような少し大きな施設にまずは避難をいただくというような形になっておりますので、そういった施設のバリアフリー化は終えているものだというふうな認識でおりますし、必要に応じて点検、手直し等を行っていきたくております。

あわせまして、広域の大規模な災害が想定された場合には、うきはアリーナの活用も検討されておりますが、うきはアリーナにつきましてもバリアフリー化は整っておりますし、空調につきましては今年度実施設計を行って、次年度にうきはアリーナの空調設備を整えるところでございますので、優先順位としてそういったところからしっかり進めていきながら、その後に避難所に想定されるであろう学校施設についても今後検討していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今後いろいろ検討していただけるということで、お願いしたいと思います。

次に、市内のA型就労施設の件です。

先ほどの電動車椅子に乗られた方の話の続きになるんですけども、その方はうきは市でA型就労施設を造りたいので今取り組んでいるということでした。大変A型就労施設が減っていく中でありがたい話だなと思っておりますが、このようなA型就労施設を造るための支援策や支援計

画はないという先ほどの答弁でしたが、もし相談があれば相談に乗っていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほども答弁で申し上げましたとおり、各施設の定員を把握して、そして、利用者の利用実績等を把握しながら、本市内に就労継続支援施設等が適切に配置されることが望ましいという考えでありますし、福祉事務所を中心にそのような形で事業所の数等を把握させていただいているところでございます。

そういった中で、現状、福祉事務所として把握している数値につきまして、答弁で申し上げたとおり、利用者に対して定員数のほうが余裕がある状態にございますので、現状、新たな事業者の方が新たに定員を増やして施設を新たに市内で設けるというところについては、必要性について今のところはそういった定数を満たしているという状況であるというようなことをお伝えするような形になろうかというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ということは、先ほどの市長答弁における事業者数は減少しておりますが、定員数に対して利用者を受け余る余裕がある状況ですというのは、これはA型に対して、障がいの種類もいろいろあると思いますが、どのような障がいの種類に対して余裕があるという理解でよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 詳細は福祉事務所長に答弁をさせますが、議員の中でA型就労継続支援施設とかB型というのをどのような御認識を持って今御質問されたのか、私はちょっと趣旨が分からない状況でございます。どのような障がいをというようなところは分かりますが、もし福祉事務所のほうで答弁ができるようでしたら福祉事務所長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、A型に特化して言いよるけど、その辺の意図というか、理解ができるようにちょっと付け加えてください。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） A型につきましては、実際、自分の教え子が就労していました。ところが、A型就労施設を含めて基準の見直しがありまして、A型ではなかなか難しいということでB型になったということで、A型就労施設ですと最低賃金が支払われますので月数万円の収入となり、その子供も自分の好きなもの、あるいは生活費の一部となったということでありました。

ところが、B型に行きますと最低賃金も当然支払われませんので、なかなか自分の好きな買物もできないし、将来の設計ができないということがありましたので、お尋ねをしているところで

○議長（江藤 芳光君） 宮崎所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） お話を伺いましたので、私のほうからは今の就労事業所だとか、そういった施設に関する状況をお伝えさせていただくこととさせていただきます。

まず、先ほど言われていましたA型・B型就労継続支援事業所でございます。こちらについては県が認可するものでございまして、県の認可に当たりまして市の意見が必要というふうになっております。この市の意見というものが、各地域によつての需要だとか、そういった状況を踏まえたもので意見を出すというところでございます。それに当たって、先ほどから需要と供給というお話をしておりますが、A型事業所、それからB型事業者においても、市内の施設の定員数、それから、それを御利用の方、そういったところからしますと少し余裕があるというふうに私どもは認識をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、少し話を変えますが、11月にこのようなふくおか県議会だよりというのがそれぞれの家庭に新聞等を含めて配付されたのではないかと考えています。実はその中にも、3人の県議会議員さんが次のような質問をされています。

渡辺県議はジョブコーチの活用についての考えを伺う。坪田議員は、障がい者雇用の促進に向け経済団体との連携について伺う。田中議員は、障がい福祉サービス管理責任者の2日間の研修を福岡市内だけでなく、北九州地区、県南でも開催すべきだと考えるが知事の見解を伺うという記事がありましたが、この記事については市のほうも読んでいただいて理解されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 県議会だよりは目を通させていただいて、先ほどの3県議からの御質問等については内容は分かっておりますが、それを理解ということではよろしければ内容は知り及ぶところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 特に、1点目のジョブコーチとか2点目の経済団体との連携というのは、読んでいただいたということであれば、そのようなことについて市として取り組んでいるのかいないのかという現状はお答えできますか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） そのような内容を御質問されたいのであれば、一般質問の通告でぜひ通告していただければ詳細にお答えすることができるんですが、今この場で詳細について答えを求められましたので、現状の取組については再度確認をしなければ分からないという状態にあります。

すが、経済団体とかと何らかの連携があるというような話は聞いたことがないので、そういうことは現状うきは市内ではないのではないかというふうな認識でおります。

るる今、議員から御質問をいただいているのですが、議長、これちょっと一言反問よろしいでしょうか。

逆に議員に1つお尋ねをさせていただきたいんですが、議員はA型就労支援施設が本市で昨年、2事業所閉鎖されて数が減少していることについて今回課題意識を持ちのようですが、減少した背景というか、それはどのようにお捉えになられているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、お答えください。

○議員（8番 竹永 茂美君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、厚生労働省の基準の見直しにより、A型に就労している人たちが働きにくくなった。そして、A型就労施設だけでは無理なので、A・B併設とか、あるいはB型に移行したというふうに捉えております。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（権藤 英樹君） ありがとうございます。そのように御認識であれば、もう議員は御理解いただいているものだと思いますが、今回、本市内の中でA型就労施設が減少しているのは、議員の皆様も御承知のとおり、先ほど竹永議員がおっしゃられたような制度の改正であるとか、あと直近では、皆様も御承知のとおり、一般企業での障がい者就労の枠が拡大をされたりとか、そのようなことで、A型の就労支援施設で頑張っておられた方が一般雇用がされやすくなったりだとか、様々な要因があって、ある意味発展的に解散していつているような部分もあろうかというふうに思っているところでございます。

そういった中で、今課題認識としてはやはり、今回、議員からはA型についての何らかの支援とか計画とかについて求められたのですが、私自身としては、そこから一般就労に巣立っていかれた方以外の皆様、また、B型の就労支援施設で日々頑張っておられる皆さんがなかなか一般就労と結びつかないというようなところに大きな課題があるものというふうに認識をしております。

これまでの国の方針でありますとか市の方針も含めて、段階的にBからA、Aから就労移行、そして一般就労というふうに段階づけてどんどん上がっていくことが是のようなことで立てつけになっているんですが、障がい福祉の現場を何か所も行かせていただいてお話も伺っている中で、そうそう簡単なものではない。特に、B型就労支援施設で現状の軽作業等に一生懸命頑張っておられる方が、持っている障がいのところであるとか身体の状態、気持ちのコンディション、そういったものを含めて、必ずしも長くそこで勤めたからとか様々なステップアップの支援を受けたからといって、A型や就労移行や一般就労に結びつくもの、全てがそうであるということではないというふうな認識を持っております。

むしろ、今回議員から御提案をいただいたことを基にすれば、そういったB型就労支援の施設に対する支援であるとか、そこでしっかり、B型の就労支援施設に国が求めているものよりも少し頑張れる、少しほかの作業もできるといったような、今までもしかしたらA型で受けていただいたりだとか、AとBの間をできたりできなかつたりで行き来しているような利用者の皆さんを、いかにその能力、特性を生かして頑張ってもらえるのか、そして、そこに対して議員が御懸念をされているような賃金的なものが工賃としてしっかりお支払いができるような立てつけになるのか、そういったこと、これはまだ国ではそうそう論じていないことなのかもしれませんが、本市が先んじてそういったことを考えながら、不安なくB型の利用者などがお勤めいただける、そして、その保護者の皆さんが安心してお子さんをお預けいただける、働いていただけるような就労支援の在り方が今後、本市には好ましい取組だと思っておりますし、そういったところについて今後、知見を広げて何らかの策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは3点目、流域治水事業についてお伺いいたします。

巨瀬川の改修工事が始まりました。国道から、あるいはバイパスを通りますと大きなクレーン車が見えて、工事があっているんだなということが分かると思います。その一方で、地域住民からは工事進捗や内容についての心配の声があります。

そこで、流域治水事業、巨瀬川、山曾谷川、美津留川、隈上川等の進捗状況と今後の年度ごとの計画、そして、市として国や県との連携をどのようにされていくのか、また、住民への周知の方法についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま流域治水事業について御質問をいただきました。流域治水事業の進捗状況と、市としてどのように国、県と連携していくのか、また、住民への周知方法についての御質問かと思っております。

巨瀬川は、巨瀬川災害復旧助成事業において現在市内13か所で工事が進められており、今後順次整備が行われるというふうに伺っております。

山曾谷川の調整池は現在工事が進められており、具体の完成時期は示されておりませんが、早期完成を目指し取り組んでいただくよう要請を行っているところでもございます。

美津留川は、具体的な整備計画はございませんが、県に対して整備が必要な箇所の要望を行っており、現在、上古賀地区におきましてはしゅんせつ工事を発注いただいている状況にございます。

隈上川は、昨年度までに長野サイホンの改良工事が完了し、現在はもともとありました既設のサイホンの撤去を進めているところでございます。撤去完了後は、川原町地区の堤防整備や下御所橋の架け替えなどの整備について引き続き取り組んでいただくよう要望を行っているところでございます。

国、県との連携につきましては、年度当初において工事、工法、地元要望などの確認を行うほか、随時地元調整等の協議を行っているところでございます。また、出水期においては、河川の合同点検、水門操作、連絡網の確認、被害があった場合の迅速な情報共有を図っているところでもございます。

住民への周知方法ですが、関係地区へ回覧版で周知をさせていただき、必要に応じて地元説明会を実施いたしております。

今後も国、県と情報共有を徹底するとともに、事業内容について周知を図ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 答弁ありがとうございました。

資料をお配りしておりますので、資料を使って少し再質問をさせていただきたいと思います。

それから、すみません、B面の一番上の隈上川の「の」が必要ありませんでしたので削除をお願いしたいと思います。

まず、巨瀬川についてですが、うきは市といいますか、県の最下流は樋の口橋だと思っております。写真のようにたくさんの工事がなされていて、堰の廃止もなされるのかなと思っております。

それから次が、岩光橋の下流、そして上流を見ますと、今かなり深いところまで掘削が進んでおまして、既存の堤防は約3分の1ぐらいまで削られている状況があります。

そして、清宗橋も同じように、上流のほうに向かっては堤防の3分の1ぐらいが掘削されております。それから、清宗橋の上流については今、北側が進んでいるような状況です。

次に、江南橋のほうでも同じような作業が進んでおりますし、河童橋のほうでもそれぞれ作業が進んでおります。

近隣住民の方に幾つかお話を聞くことができました。かなり深く掘削していただいて、恐らく巨瀬川の現状の底よりも深くなっているの、河川流水の拡大はなされているんだろうとは思いますが。特に、近隣住民のある方は、工事関係者から、大変深く掘っているけれども、井戸水が枯れたりということはありませんかという問合せもあり、大丈夫ですと答えたことであります。また、川幅がどんどん広がっていくので安心だという声もありました。ところが一方では、先ほど御説明しましたように、堤防の幅が3分の1になっている現状で、来年3月末ぐらいには元の堤防の幅になるの、と思うけれども、なかなかこの辺についての説明がなされていないような気がいたします。

そして、先ほど言いました樋の口橋、岩光橋、清宗橋、江南橋、河童橋について、それぞれの工事業者が違うけれども、連携は大丈夫なのかという心配する声もありました。

また、今年1月、県のほうがこのような資料を基に説明会を行いまして、堤防についても引き堤、それから河道掘削、堤防かさ上げ、橋梁架け替えというような説明があつたんですけども、上から見た図と、この一種のイラスト的なものだけであつて、実際進んでいくとなかなか御心配の声がありますが、この点について国や県との連携はどのようになされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 詳細な部分もありますので、まずは建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） すみません、先ほど御質問は3点でよろしいでしょうか。堤防が3分の1程度になるんですが、説明がない。工事業者の連携はというところと、県の説明が1月にあつて、よく分からないという3点でよろしいでしょうか。すみません。

御質問ありがとうございます。堤防の幅のところにつきましては、今護岸のところの整備をやっているということもございまして、部分的に狭くなっている箇所はあるかと思ひます。

河川の工事ですが、どうしても洪水が発生する分の時期はできないので、非出水期という形で10月から翌年5月までぐらいに大体終わらせるような形で対応されていますので、こここのところ、県のほうが今まで再三説明してきた中で、御説明は地元のほうには、一時的には狭くなりますけど、ここに護岸を張りますという説明はなされてあるかと思ひます。

それが1点でございまして、2点目なんですけど、工事業者の連携はという形がございまして、どうしてもそれなりに金額が大きくなりますので、そこでいうのは部分的に分割して発注されている状況だと思ひます。その連携の方法につきましては詳細には伺っていないんですが、実際工事をやる時にはそのところは発注の担当課、ここでいけば久留米県土さんが調整しながら実施されているものと思ひております。

3点目の県の説明がというところなんですけど、巨瀬川の関係でございまして、今まで県のほうから、用地買収のときから計画から入れまして約10回程度、地元説明会を実施しております。その中でも、平面を広げまして、ここがどういうふうになりますという御説明があつたところだとは思ひていますが、それで理解ができないという形であれば再度県のほうにはこういう御意見もありますのでというところで、要望がありましたというところはお伝えしたいと思ひます。よろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） もうきつちりと建設課長が答弁いただきましたので、私からは2番目の

部分で、業者が違うということですが、たしか11ぐらいの工区に分かれて今作業を行っていたいているものだというふうに思います。

今日の高木議員からの御質問にもありましたように、各建設事業体の皆さんで、やっぱり人材の不足であるとか建設資材の高騰だとか様々な部分を、分業的に行うことでそういったものを回避できるというようなこともあろうかと思いますが、あとは、河川ですので曲がりくねったりなんたりといろんな条件の下で、発注元の県土さんのほうで11ぐらいの区画に分けてあるんだろうと思っておりますが、今作業されている事業者さん、もう実際に現場に入られておりますが、ほとんどがうきは市内で事業を行われているような事業者さんでありまして、こういう事業者さんは基本的に、2年前の災害でもそうでしたが、災害復旧の際に地元で可及的速やかに行動を起こしていただけるように常日頃からそういう災害等のJV的なものを組めるような状況下にあるような事業者さんだというふうに認識をしております。そういった意味では、しっかりと連携を図りながらこの護岸工事が進められているものと認識をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 答弁ありがとうございました。

それぞれの工事区間を見ますと、3月18日までとか3月30日までということで、それまでには、今、課長が言われたように堤防の幅も元の幅に戻るんじゃないかなというふうに思っておりますので、また地域住民の方には伝えていきたいと思っております。

3番の件なんですけど、確かにこういう資料を頂いて、なおかつ、先ほど言いましたように、上からの部分でこうなりますよ、こちらが堤防の北や南側がこうなりますよというのは受けたんですけど、実際このイラストでいってしまうと、ここまで深くとか、ここまで広くとか、ここまで狭くとかというのがなかなか分からずに、区長さん等へ質問されても区長さんも分からないと。それで多分、県とか市のほうにもお問合せがあっていると思いますので、一定、例えば、護岸を掘削するのが何月までで、その後、今、それこそ写真を撮った後も、半月もたたないうちに岩光橋下流と書いているようなところがどンドンブロックかコンクリが流されて、出来上がっていくと若干安心されると思いますけれども、もう少し情報発信をしていただけないのかなというふうに思いますが、それは各区長さんなりが市のほうに、あるいは県のほうに問い合わせればよいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 建設課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御質問いただきました。

まず、市役所のほうに工事の関係で問合せは来ておりません。

工事内容等につきまして、前回の説明会の折にも工事の説明をして、工事用の車両はどっちを通ります、いつまでぐらいにこうなりますという御説明はあったかと思ひます。

その中で、どこまで掘られるのかが分からなかったというところは、言われれば、仮説の仮説というか、どこまで掘りますと書いてなくて、物だけ完成形があったので、そこは言われるとおひだと思ひますが、説明会が終わった後も分からない方は残っていますので確認をお願いしなすという形で、県の方々に残っていただいたんですけど、そういうことを聞かれる方はいらっしやらなかったで、うちのほうからも分かりやすい工事説明をという形を、教えていただきたいというところがあつたということは県のほうに伝えていきたいと思ひます。

県のほうは久留米県土のほうが担当しておりますので、何かございましたらそちらのほうにでも、うちのほうにも、どちらでもよろしいので聞いていただければ対応いたします。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

やはり実際工事が進むと、えっというよな大型の工事であつたかなと思ひますし、まだまだこの後、橋梁の撤去、それから敷設等々ありますので、説明会では聞いて理解してはいたんですけど、実際のイメージとかなり違つていたからそのよなことが出たのではないかなと思ひますので、県土のほうへの質問、あるいは市のほうへの問合せをするよな関係者には伝えていきたいと思ひます。

最後、答弁でありました山曾谷川の件なんですけど、確かに遊水地についてはJRの南側にできまして、先日の雨でも満タンになつて、そこから排水ポンプで出されているよな状況だったので、一定の効果があつたかなと思ひますが、私が質問といひますか、写真を載せているのは、国道210号から巨瀬川につながる堤防のしゅんせつと護岸整備はできないのか、写真にありますよな、随分土砂もたまつておりますし、一番最後の巨瀬川との合流地点は、全てがブロックやコンクリートではなく、多分、土の壁のままのところがあるのではないかとということで心配の音が上がつておりますが、山曾谷川の国道210号北側についての取組についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御質問ありがとうございます。

山曾谷川のほうなんですけど、山曾谷川は、本来であれば下流側から整備をして上流のほうにつなげてくる工事が大体河川工事でやられる手法でございます。ただ、災害等がございまして、あいつたところ、つかつたとかいう事実がありまして、調節池を先行して造つていただいております。

ます。先ほど議員のほうが言っていたように、その部分のおかげで、調節池が機能したおかげで今回の部分についても活用できたという形のところで、一定の効果を発揮できているものと思っています。

ただ、どうしても長い年月やっていく工事でございます、210号からどうつながるかというところの方法なんですけど、今段階ではまだ私どもも伺っておりませんので、計画が決まれば御説明を下ろしていきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 計画を下ろしていただきたいと思えますし、現状なぜしゅんせつができないのか、あるいは護岸の調査はなされているかどうかをぜひ確認していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 今、建設課長が申し上げたとおり、まだ全く出ておりませんので、そういったものが情報が出てからの対応になるかと考えます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 一般質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで8番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時45分から行います。休憩に入ります。

午後0時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

それでは、13番、熊懷和明議員の発言を許可いたします。13番、熊懷和明議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 改めてこんにちは。13番、熊懷でございます。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

私はよく市民の皆様と話す機会がありますので、お母さん、おばあちゃん方に、人口減少、少子化についていろいろ伺う機会がありましたので、そのことを踏まえ、お聞きしたいと思います。

1、人口減少、少子化について。

（1）第3期ルネッサンス戦略人口ビジョン（案）を見ると、年々人口が減少していくように示されているが、市として人口減少を防ぐための対応策等を考えているのか伺う。

(2) 保育所へのゼロ歳から3歳未満児の中途入所がなかなか難しいと聞くと、受入れをするために保育士の確保ができないか伺う。

以上、2点について伺います。

○議長(江藤 芳光君) 権藤市長、答弁。

○市長(権藤 英樹君) ただいまうきは市の人口減少について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の人口減少対策についての質問でございますが、議員も御承知のとおり、本市の人口は、平成27年の国勢調査で2万9,509人であったものが、令和2年には2万7,981人となり、さらに令和3年には、うきは町域が過疎地域に指定されるなど、人口減少が進展をしている傾向でございます。

こうした状況に対し、本市では、平成27年に策定いたしました地方版総合戦略の下、人口減少の克服に向けた地方創生の取組に一貫して注力をしているところでございます。現在、第2期戦略の最終年度を迎えておりますが、引き続き子育てしやすい環境の整備や関係人口の創出を含めた移住者を呼び込むための施策を鋭意推進しているところでございます。その結果、若干ではございますが、近年、国立社会保障・人口問題研究所が予想する推計人口をやや上回る水準での人口の確保につながっているところでもございます。しかしながら、この傾向を確実に維持していくためには、引き続き継続的な対策が不可欠であると認識をいたしております。そのため、令和8年度から12年度までを計画期間といたします第3期地方版総合戦略の策定を現在進めているところでございます。この策定に当たりましては、今年12月19日から令和8年1月19日までの期間でパブリックコメントを募集し、市民の皆様から広く意見を伺う予定にいたしております。この第3期地方版総合戦略は、次回の市議会定例議会に上程し、御審議をいただく予定にいたしております。策定後も計画に位置づけます各種施策に、国の地方創生交付金や企業版ふるさと納税などを最大限に活用しながら、中・長期的な視野を持って取り組んでまいりたいと考えております。そうした取組により、市民の皆様がこのまちで幸せに暮らし、働き、安心して育児ができる、そういった持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

2点目が、ゼロ歳から3歳未満児の途中入所受入れのための保育士確保についての御質問でございますが、ゼロ歳から3歳未満児の途中入所が困難な件につきましては、本市だけでなく、ほとんどの自治体が抱えている課題となっております。議員が御指摘されるような保育士確保の問題で入所が難しい場合もございますが、ほかにも施設の定員超過でありますとか、保育室の面積基準、保護者が希望する園ではないなどの理由で入所ができない場合もございます。

そのような中、保育士確保や保育士の働きやすい環境の整備については、市としましても重要な課題と考え、取り組んでいるところでございます。具体的には、民間の施設に対しては、市独

自の保育士就職支援金や、国県の補助金を利用しての宿舍貸上げ補助金、保育士の業務負担軽減のための保育支援者の雇用に対する補助金などを交付いたしております。

公立保育所においても、潜在保育士や子育て中の保育士の確保のために様々な勤務体制や勤務時間での雇用を行っているところでございます。

今後とも、保育士の確保を含めまして、うきは市の子育て世代の方が安心して働ける環境や子育てしやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） この回答書は私が考えていたのとなかなか違うようなので、半分はまるっと無視していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本市で平成27年に作成しました地方創生総合戦略、人口減少の克服に向けた地方創生の取組に関して注視しております。近年、国立社会保障・人口問題研究所が予想する推計人口をやや上回る水準で人口の確保につながっておりますとあります。

令和8年度から12年度まで計画期間といたしております。今月12月19日から令和8年1月19日までの期間、パブリックコメントを募集し、市民の皆さんから広く意見を伺う予定でございましてあります。

そこで、今日はほとんど要望として質問させていただきます。

パブリックコメントを募集し市民の皆様から広く意見を伺う予定でございましてありますので、今どこへ行っても市民の皆さんから、人口減少、少子化についてはいろいろお聞きされることが多うございます。

そこで、市民の皆さんに聞いた意見を基に、市議会等で、うきは市の人口減少、少子化に歯止めをかけられるような対策を一緒を取っていただきたいと思いますので、そのところを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 今、御質問というか、御要望、御意見だと思いますが、ぜひ私も市民の皆さん、また、市民の代表である市議会議員の皆様方から様々な御意見、または議員の皆様におかれましては具体的な政策提言でありますとか、施策の提言、そういったものをいただければ、ぜひ御一緒になって、この人口減少対策に対しては取組を進めてまいりたいというふうに考えております。市としても各部署で様々な市民の皆様と触れ合う機会がありますので、そういったところで御意見や御要望はいただいているところでございまして、私も市内様々なところで、様々な、人口減少等についての御意見、御要望等もいただいているところでございまして、議員の皆様がいただく要望を取りまとめいただいたりなどしていただきながら、御一緒にできることはほとんど進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） よろしく願いしておきます。

2つ目が、少子化についてお伺いします。

さっきも言いましたように、私は市民の皆様とよく話す機会がありますので、お母さん、おばあちゃんたちに、どうしたら子供を産み育てたいという気持ちになりますかということもお聞きしました、最近。そこで出たのが、親の要望としては、育てやすい環境づくりをしてほしいと。それともう一つが、心配なく遊べる場所を提供していただきたいと。これは多分、最寄りのところに、市内かどこかに公園が欲しいという要望だと思います。それと、若者の、女性も含め働く場所が欲しいと。結局これは企業誘致等、いろいろな問題だと思っております。それともう一つが、保育所にも、学校のように保健師さんを置き、少しの熱でも見てもらえるような環境づくりをしていただけないかということです。もう一つが、企業にも、耳納高原病院、筑後川温泉病院のように託児所をつくっていただくように進めていただけないかという5つの要望が出ております。私もこういうことをやっぱりしていかなと、今のお母さんは共稼ぎが多いと思いますので、次に出来ますけど、なるべくお子さんを預けて夫婦共働きされるような環境をつくっていくことで子供さんも生まれるような気がしておりますので、そのところ市長、この要望についてお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまゼロ歳から3歳未満児を中心とする保育について貴重な市民の皆様からの御意見を5つほど挙げていただいたというふうに思っております。

まさに議員が地域の皆様から集めていただいたお声のとおりだというふうに思っております。全てにおいて、今御提案いただいた部分については課題認識を持っているところでございます。

その中でも、やはり今、私自身もそうですし、取り組んでいる福祉事務所の担当部署でもそうですが、一番この中で課題に思っている部分は、今挙げていただいた5つの中の、安心して預けられる保育施設と、2つ目は遊べる場所ということで具体例として公園をおっしゃっていましたが、これは保育所の部分も含めて考えますと、そういうことだというふうに思っております。

今、公立保育所と民間の私立保育所、あと保育施設、今年度から認定こども園となりましたので、2歳児も預かっている吉井幼稚園も含めましたらそのような施設があるわけでございますが、特に公立保育所は建物自体も老朽化をいたしておりますが、施設が手狭になってきているというふうに認識をしているところでございます。

今、各保育所で定員としてお預かりをしているお子様の数、当然、基準等は満たした中でのお預かりにはなっているんですが、細かな面積基準等がございまして、そのような形でしっかりとお預かりができる、もしくはそれよりも少しゆとりを持ってお預かりができるようなことが、保

護者の皆様から選んでもらえるような保育施設ではないかというような認識は持っておりますので、そういった意味では、現有の公立保育所の建物自体が、そういったところが少し厳しくなっているのかなという認識を持っておりますので、今日、午前中に高木議員から御質問がありました令和9年度からの市の公共施設等総合管理計画の中に、当然、公立保育所についても入ってまいりますので、そういったところで十分な検討を行って、これは様々御質問いただいた中でも答弁申し上げているんですが、方向性としては、今、国が求めている方向性であります、公立として自治体が運営するよりも民間で保育所運営をしていただく形、そこにしっかりと国、県の補助がつかますので、今は公立保育所を運営するイコール基礎自治体であるうきは市の単費での負担という部分がかなり大きい部分を占めておりますので、そういった財政面からも考えても、今後のこのゆとりある保育については、そういった方向性が望ましいというところで、そういった観点も含めながら今後整備を行っていきたいと思っております。

また、公園については様々御質問、御意見等をいただいているところでございまして、これも総合計画の中で、今後こういった公園をつくっていくのかというところをビジョン化して、しっかりと御提示をしていきたいというふうにも考えていますし、働く場所につきましても、現在、県の事業として、新しい工業団地の整備等が進められておりますが、そのほかにも既存の事業者さんも非常に今、100億企業として筑水キャニコムさんが2年連続で100億企業になられていますが、鷹取製作所さんとか、そのほかにも多くの企業が優良企業として地元で頑張っておられますので、そういったところでしっかり御活躍をいただきながらお子様を育てていただけるような形が好ましいのではというふうな認識を持っております。

また、保健師さんの配置ということでございましたが、現在、保健師というか、看護師さんの資格をお持ちの方を配置している保育所もございまして、浮羽保育所かな。今、浮羽保育所のほうで配置をしているわけですが、ケアが必要なお子様等をお預かりするときには、そういったところはしっかりと勘案しながら配置等を行っておりますので、引き続きそういった取組を進めてまいりたいと思っております。

最後に、企業内での託児というようなことで、いわゆる企業主導型の保育所だとか、そういったことだと思っておりますが、これは民間の事業者の取組となりますので、市としてそういったものをつくっていただけるのがありがたいですという要望ぐらいはできるんですが、民間の取組ですので、なかなか難しい部分はあるんですが、様々今、こども家庭庁を中心に、こういったものに対する補助等が拡充をしてくれておりますので、そういったことを踏まえながらお声かけはできるものだというふうに思っておりますし、今、市内の中でも、ゼロ歳から2歳の受入れがなかなか困難な部分を中心に、保育施設を小規模でやられている事業者さんもございまして、そういったところに入れなかったところの受皿として御活躍をいただいている部分がございます。悩まし

いのは、どうしてもお母様方のニーズとして、ゼロ歳から預けたら小学校の手前まで同じ保育園とか幼稚園に預けたいというような思いがありますので、小規模になると、どうしても1回、3歳のところで転園しないといけないというような部分もありますので、そういった市民の皆さんの御要望とかも含めて、どのような形が受皿としていいのかというところはもっと研究をして、取組を進めていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 公園については、やっぱり今、藤波ダム公園とか山のほうにありますので、市内の近くにお願いしたいという要望だと思います。

これもお母さんの要望で、少子化対策は今日始めれば明日結果が出るというものではないので、未来を見据え、安心して子供を産み育てられるうきは市を目指して行っていただきたいという要望がありますので、ここも付け加えて、終わります。

2、保育所へのゼロ歳から3歳未満児の中途入所、これについては福祉事務所長は知っていると思いますが、長時間私に電話相談がありまして、大野城市から、ゼロ歳から3歳の方が2名か3名、それとその上が今——3名か子供さんがおって、来年に1人子供さんが生まれるから4名になる。そして、お母さん、お父さんで6名になると。だから、せっかく来たのに、世話した人が、今なかなか厳しいと言われておりましたが、入所できないと、もう定員いっぱいです。さっき言われたように、施設の面積等もあってなかなか増やせないところもあると思いますが、それも含め、どうかそのところも広げていくなりされるころがあればですよ、それと保育士さんの——年初めならちゃんと計画立てているからいいけど、中途は難しいと。ということは、1人保育士さんを置いておかないといけないということもあろうけど、保育所を定年された方がうきは市に勤めてあつたりするならば、その人を兼用に、増えたときに利用とかいろいろ考えていただきたいなという要望があったもんですからね。このこともやっぱりまだ大事じゃないかなと。やっぱり子供さんを産んだらいつでも、生まれたら預かりますよという施策を取らんと、1人でやめとこうかなと、いろいろあるかなと。そいけんそのところも市長にこれをお願いしたいと思うんですけど、令和7年8月20日に、久留米広域連携中枢都市圏の取組について議長と副議長で行って、どこの副議長さんとは言いませんけど、懇親会のときに、私たちも福岡市のほうに保育士さんを取られておりますと。ですから、この広域連携中枢都市圏のあれで一緒にするのに要望しようかと思っておりますと言ったので、私自身は、それはいいですねと答えたんですけど、市も一緒にしていかないと、やっぱり所得の多いところを取られたり、福岡市のほうがやっぱり活動も便利になりますからね。そのところもあるから、そのところを少し考えていただきたいというのと、もう一つが、保育士さんの確保はもちろんですけど、保母さんも足りないそうです。保母さんは手当も少なく、保険料を引かれれば手取りが少なくなるそうでな

かなか厳しいと、これは保母さんからの意見を聞いたところでございますので、そのところも把握しながら、市長、何か前向きな検討なりあればお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） また幾つか御要望等をいただいたところでございます。

具体的な御相談の内容等もお示しをいただいたんですが、先ほど1回目の答弁で申し上げたように様々な要件、市側として今後対応できる要件としては、施設の定員の部分を、先ほど言ったような形で面積基準とかも含めてクリアするためには、新しい施設等が必要なんじゃないかというように、そのときには民間にということが望ましいという話を申し上げました。

もう一つ申し上げたのは、なかなか保護者さんが希望する園に入れないというようなところは、先ほど申し上げたように、市内では熱心に立派なカリキュラムを組んで保育をやられている小規模保育所とかもあるんですが、やっぱりどうしても認可外とかそういうところだとちょっとということで、希望に沿えない部分とかがあったりということではなかなかこの調整が難しい部分がございます。

ですので、市としてできることとすれば、先ほど来申し上げているように少し大きな施設、現在では市が運営しているような保育施設に関して、直近でいうと若葉保育園がそうであったように、建て替えを機に事業主体が民のほうに移ってやっていただけるような形で、広くて、保護者ニーズに応えられるような施設を、民の仕事ですから、招き入れると、誘致するというようなことにしっかりと今後汗をかいまいたいというふうに思っているところでございます。

議員が今日御指摘をいただいた内容については、非常に私も今後何がしかいろいろと手を打っていかねばということで、もう既に幾つか福祉事務所とも話をしながら対策を協議しているようなこともございますので、また都度、市民の皆さんのお声を議員からもお聞かせいただきながら参考にさせていただいて、よりよい子育て支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） それをよろしく願いして、次に行きます。

2、農業政策について。

（1）地区内農家は副業的兼業農家が多く、農業機械は高騰しているため、共同利用等の推進は考えられないか伺う。

（2）農業機械の共同利用の推進のためにも、稲作で収穫時期の違う品種等の作付を推奨する等考えられないか伺う。

（3）圃場によるが、段差の少ない隣接圃場同士の畦畔除去による大区画化を行うためには、県補助だけではなく市も補助をすべきと考えるが、所見を伺う。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま農業政策について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の地区内農家は副業的兼業農家が多く、農業機械は高騰しているため共同利用等の推進は考えられないかとの御質問でございます。

本市では兼業を含む小規模農家が多く、機械価格や燃料、資材費の高騰により、機械の単独保有が、また更新が困難になっているところがあるというふうなことは認識をいたしております。また、圃場の条件でありますとか、担い手の体制が地域によって異なることから、作業の委託や受託、組織化が進みにくい地域があることから、それが離農や耕作放棄地の発生につながったりというような懸念があるというところも承知をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、機械の共同利用や作業の委託、受託は有効な方法の一つであるとは考えておりますが、共同利用でございますので、使われる方等の合意の形成でありますとか、運用ルールの整備、また、オペレーターの確保、機械の保守や保管、繁忙期、皆さんが使いたい時期は一緒なわけでございますので、その調整など、こうした共同利用のための立ち上げでありますとか運営の負担が大きいために、現時点で市が農業機械の共同利用を主導していくことは現実的に非常に難しい課題であるというふうに認識をいたしております。

なお、組織の立ち上げ支援などについては、今後も関係団体と連携して取り組んでまいりたいと。そのような動きがあれば、しっかり支援ができる体制は整えていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、農業用機械は市の単独補助の対象外でありまして、県の補助についても、規模や法人化等の要件から小規模な集落営農組織では活用が難しいというふうに認識をいたしております。これまで継続して県に対して補助制度の柔軟な運用や要件の見直しを要望してきた経緯もございますので、そういったことを踏まえ、引き続き制度改善に働きかけてまいりたいと考えております。

2点目が、農業機械の共同利用の推進のためにも、稲作で収穫時期の違う品種等の作付を推奨するなどのことは考えられないかと、そのような御質問でございますが、収穫時期の分散によっては機械の共同利用を推進すべきとの議員の提案の趣旨は、そういったことについては市としても一定理解をするところでございます。

今回御指摘の、収穫時期の違う品種等の作付の実施については、基本的には地域の合意により決定されることでございますので、将来的に地域において十分な合意形成が図られ、また、用水計画や集荷施設の運用体制のような、それに付随する様々な事柄、そういったものが整った場合には関係機関と連携して何らかの支援はできるものかと思っておりますので、そういう状況になりましたときには何らか検討してまいりたいと考えております。

3点目が、あぜの除去による大区画化を行うために、県だけではなく市も補助すべきではとの

御質問ですが、畦畔の除去による農地の大区画化の重要性については、作業効率や安全性の向上、また、作業の受託や委託の拡大の観点から十分に認識をしております、県の大区画化・集約化推進事業を最大限活用することを基本方針として、市としても推進をしている状況でございます。

現時点では限られた財源を考慮し、県事業の活用を徹底することが適切であると判断をしておりますので、市でのいわゆる単独の上乗せ補助というところの検討は行っていない状況でございます。

今後も、県に対して対象メニューの拡充でありますとか、補助率、上限額の見直し、また、手続の簡素化等について、様々農家の皆さんのお話もお伺いをしながら、要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） そうですね、市が農業機械の共同利用を主導していくことは現実に難しい認識であります。これは主導してくださいじゃなくて、ある程度まとまったら協力している前向きに検討してくださいということです。

何で私がこう言うかということ、半年ぐらいになりますかな、JAの人に聞いたことがあります。私は、協同組合で稲の刈取りをしています、反1万円、組合で出しているんですね、機械代として。オペレーター代も時給1,200出しております。JAで農機具の買換えと、中古があるなら、そこを反当、市が1万7,000円ぐらい出しとるとかな。1万5,000円でも、オペレーターを入れれば、1日で五、六反取れますから10万円ぐらいになりますよと話をしたところ、ああ、それはいいですねという話で、なかなかそこから前に進んでおりません。私たちなかなか信用がないけん、やっぱり市が話してもらわんといかんのかなと。

そして、その後になります、今年10月25日の新聞にも出ていました。鹿児島県JAいぶすき管内で、喜入地区では9月下旬から普通米を収穫したと。委託作業を請け負ったJA職員がコンバインで稲を刈り取ったと。そして、JAは地区の36人分710アールを刈り取り、乾燥の委託作業を請け負う。普通期米の多くは自家消費され、県内産の米として出荷されると。作業を委託したクリハラさん90歳は、高齢で年々作業負担が大きくなっているが、JAが収穫作業をしてくれるので米作りを続けられる。今年ももっといい米ができるように頑張りたいと意気込んだと新聞に載っておりました。

このように、集落営農の高齢化が加速する中で、担い手不足の現状も踏まえ、小規模農家同士でコンバイン——小規模農家同士ですよ、持っている人たち同士で、その近隣のコンバイン等の共同利用は考えられないでしょうかということで、JAに頼むのもそうでしょうけど、やっぱり今持っているコンバインを5軒、3軒で利用して買い直していったら、共同利用したら、もう少し狭いところでも農業が続けられるのかなと思って質問しております。そいき、共同利用の考

え方がちょっと違うのかなと思っているからですね。何か考えがあれば。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 先ほども答弁で申し上げたとおり、基本的に農家さん同士の共同利用というところは、その農家さん同士であるとか、例えば幾つか集まってとか、地域でとかというその単位での合意形成とか、そういったことが図られるのがまずは一番だと思っておりますので、そこについて市に何かお尋ねがあれば、当然、農林振興課のほうもできるアドバイスはやることはできると思うんですが、これを市が主導してということはなかなか難しいと思っておりますので、今、議員が冒頭におっしゃったように、御相談があれば、そういった支援にしっかりつなげていきたいと思っておりますし、そういう小さなところが幾つか数が合わさって、合意形成がきちん図られて、この県の補助に当たるようなところまで持っていくことができれば、しっかりと県の補助を活用して、共同利用ができるような農業機械の購入につながるものだというふうに認識をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） そうですね、そういう小さいことからまず共同利用ができるかできないかが集まって、もし前向きになったら市に相談し、県の支援があるかないか。まず、なくてもですね、していかないともう続けていけないというのを感じておりますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

そして、（2）ですね。農業機械を共同利用するためには収穫時期を15日から20日程度ずらすことができればコンバインの利用をするのが2倍使えるようになりますから、10日ぐらいずれたらほとんど使えるのかな。そのためには、前は早もん遅もんといって時期がずれていたのがあったんですよ。だから、そういうふうに今何か品種的にあるのかなと。そのこともちょっとお伺いしておかないと、ないないで言ってもいかんから、そこんにきを県とかに調べていただいて、あるならば、それを水の、水利の関係もありますから、話合いでまとまって分けていかんとされんばってんですね。そいき水当たりのいいところなら利用されるのかなと。そのことにより、やっぱりコンバインが半分でよくなりますから。だから、それを考えていただきたいと思っております。

そして一方で、乾田直播といいますか、直まきを、苗が不要で田植よりも春先の作業が分散でき、大規模化が進み、省力化へ期待が高まる中、一つの選択肢で導入する農家が増えていると。一方で、雑草害や発芽不良によって収量が低下し、軌道に乗らないまま技術導入を諦める農家もいるということでもあります。安定した収量を確保するために必須なのが、適宜作業だと。乾田期の除草と、播種後の鎮圧の時期がポイントで、農研機構は適切な管理で、移植に頼らない収穫が得られるようになったと指摘しております。そして、これは現在、福岡県の筑後市でされている

ということが新聞に出ておりましたので、これも市のほうに伺って、視察なり行ったりして調べれば、この方法が——今じゃなくても、3年後でもこれが進められるなら、水利も水を使わなくて、これはたしか2回水を入れればよかったんだと思います。何か意外とよければこれ、いいのかなと。まず、視察に行ってこれを実験的にやるとなれば私もやりたいと思いますけど、こういうのをすれば、今言ったようにコンバインの利用が2倍利用できるということも聞いておりますので、ここのところをどう考えますか、所見を市長、お伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 具体的な内容もございましたので、まずは農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（森山 益資君） まず、品種と直まきの2点ということで、まず、1点目の品種につきましても、今時期をずらすということで大きな市でも一部大規模な農家さんでは取り組んでいるというところは聞いております。

しかしながら、品種まではちょっと、今のところどういった品種でやられているかまでは認識していないところで、その農家さんに聞き取りしたり、JA久留米普及指導センターあたりに品種等はまた聞いてみます。

2点目の直まきについても、今現在うきはのほうで直まきをしているという事例はまだ聞いたことがございませんので、議員おっしゃられたとおり、筑後市のほうとかでやられているということなので、その辺に関しても普及指導センターと筑後市と伺って勉強したいなと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 今、課長が答弁したとおり、新たな取組の一環でありますので、様々な研究する余地があるものだというふうに思っておりますので、JAさん、また農家の皆さん、様々な皆さんと意見交換を行いながら、そうしたことが本市内で可能なのかということは研究をさせていただきたいと思っております。

また、1回目の答弁でも申し上げましたように、そういった中で一番重要なのは地域との合意形成であったりとか、あと、田んぼに水を充てるということになりますと用水計画等も関連してまいりますので、市全体の農業の実態を見ながら検討すべき課題であるというふうに認識をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） さっき市長が言いましたように、まだまだ私の考えだけで進んでいるので難しいと思いますけど、やっぱり考えを先に市に言って、県なり調べていただいて進めんと、あやふやで進めてもすぐ途切れてしまいますから、そいきまず、品種のことも、太宰府

にも試験場がありますよね。ああいうところで問い合わせ、よかったら調査をお願いしたいと思います。

それと、筑後市のほうにも、自分たちで行けと言われたら、近いから筑後市には一緒に行ってもいいし、私たちだけでも行っていいと思いますので、今後この調査のほうをよかったら進めていただくように、お願いして、この件は終わります。

最後、(3)ですね。畦畔外しについては、反当補助金が今5万円出ております、県から。そして、この5万円の補助——結局これも5万円といっても、2軒、1反、1反でやりましょうといっても出ないんですよ。何軒かまとまっていなくて、5軒か何軒か知りませんが。なかなかこれはされないんですよ。私も前から、隣のとしたいと思うけど。そして、圃場整備した畦畔は土じゃないですか。そして、昔、狭い農地の畦畔はコンクリートなんです。で、狭いところはコンクリートですから、コンクリートを外して成り合わせてすると5万円もろって、2軒で10万円で、とても——数軒集まらないとされんということですから、もうこれは結局、支援にかなっていないという話なんです。

ですから、こういうことは市も努力してですよ、こういうことを、うきは市も狭いところが多いから、これを進めていけば、1反が2反、5畝が1反になっていきますから、もう少し収穫はよくなるのかなというところが多いと思いますから、もう少しこれはどうにかならんのですかと。この前行ったときは相談しましたが、また相談には行きたいと思いますけど、市のほうからもよかったらお願いしますよ。そうしないと、さっきの鹿児島じゃないけれども、あと10年してんですか、もう大規模農家は圃場整備したところだけで、作り手はいなくなりますよ。だから、あと5年前後である程度進めていけるような対応を市にお願いしたいと思いますけど、その考えというか、どういう考えを持っているか、教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 今、集約化とか大区画化について御意見等をいただいたところでありますが、この集約化とかについては、やっぱり場所とか条件も大きく影響するものだというふうに思っているところです。

当然、平地で、あぜとかを抜いて大規模化とか集約化がやりやすいところは当然そういう作業が進んでいたりとか、それがなくても集約化は一定されているものだというふうに認識をしていますが、どうしても今、市内で小規模な農地とかというのは条件が悪かったりとか、あとは少し山間地に入ったりとか、そういったところで大きな農業機械が入れられないとか、そういったところだというふうな認識を持っているところがございます。そういった場所では、なかなかですね、仮にその補助制度だけを何か見直しても集約が進むというところにはないのかなという肌感覚でおります。

ただ、議員が御指摘をされているような、可能な形での大区画化や集約化というのも一定必要性は感じておりますので、どのような形が今後好ましいのかということについては、必ずしも県の補助だけに当たらないのであれば、市としてどういうことができるのかということは、今後研究することはできるのかなというふうに思っているところでございます。

あと、今回は平地の米麦とかの圃場についての御質問が主だったんですが、この認識は今、中山間地の果樹園地でも同じような認識を持っているところでございます。果樹園地のほうが、米麦の田畑に比べてやっぱり集約というのの難しさでなかなか進んでいなくて、担い手がいなくて、荒廃園地になっていくというようなところが米麦以上に加速化しているように感じているところでもございます。

ですので、そういったことを含めて、この担い手の確保は当然なんですけど、少ない担い手の中でもしっかりと収益を上げて農業を営めるということは、米麦にしても、果樹にしても、同じ課題だというふうに認識しておりますので、そのようなところで少しやり方について研究をさせていただければと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 市長の認識と今私が説明した認識がちょっと違うんですけど、大区画化と書いているからちょっと勘違いしたんだろうと思いますけど。

県も一遍見てもらったように、ずっと見て、畦畔外しをとお願ひしたのは、段差が少ない、5センチ、10センチのところを畦畔外してならしたらどうかと。10センチもあると、やっぱり高いところをならしたら地盤の石が出てきたりするから、少しは表土、田んぼの土を入れたりしてならしていけば大分なります。

それで、私が言っているのは、私5センチ隣と違うから、そこも少し入れてならせないかと考えております。そいき、ずっと見ていたら、段差の少ないところは何割かあります。そこをすれば大分よくなるのかなと。そいき段差の、私3枚持っているんですけど、一番上はもう30センチぐらいあります。そいけんそこはもう、ちょっと考えられません、30センチ取ってするというのは費用が大分かかりますから。そいけん、そういう少し、5センチなり前後のところを畦畔外しをという話をしているんです。そいき、段差の大きいところは今のところ考えておりません。

そういう畦畔外したらすぐ、なりが合うようなところを、どうか最初にまず取っかかり考えていただけないかという相談でございます。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 御質問、御意見の趣旨は理解させていただきました。

今、議員のところの田んぼの具体例でお話をされて、あとは県の事業にかからないということ

は、その県の事業の規模を満たしていないということだと思いますので、そういったところがどれぐらいあるのか。もっと言えば、区画だけがどれぐらいあるのかではなくて、集約化とか大規模化をする、いわゆるあぜを外してしまっただけで事業をやりたいという事業継続の意思がある方が、もしくは事業拡大の意思がある事業者さんがどれぐらいいらっしゃるのかというのは、一定調べてみないといけないのかなという認識ではあります。

何を申し上げたいかという、やっぱりその、全てがですね、議員がおっしゃる5センチぐらいの段差しかないあぜがあるようなところでも、例えば広くなっても、もう逆に高齢化しとるから広い田んぼはしきらんとか、今の大きさやからしきるけどみたいな方もいらっしゃるかもしれない、そこは逆に言えばあぜを外す意味がないわけですね。じゃ、あぜを外して、広くして収益性を上げてとか、広くなった田んぼだから大規模にやっているところに借りてもらえるというようなことを望んでいらっしゃる方が、県の基準以下で一定数いらっしゃるというようにいろいろ調べる中で分かってくれば、そうした補助の在り方も検討すべきかなというふうに、今、議員の御意見を聞いて思ったところです。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） ちょっと私の言い方が悪いんでしょうけど、ちょっとなかなかかみ合っていないように。1反を2反、5畝を1反にしたら機械の稼働もよくなるし、今年が作業するのも機械でされますから、狭いところはちょっと、コンバインが入らるところはもうやめんのという感じに今なってきておりますから、そういう狭いところを1反前後にしていかなともう、ちょっとなかなか。機械が大きくなってきましたから、5畝とかの農地はちょっとやめんのというごたる話になってきておりますから、そういうところをまず、1反前後をまず2反ぐらいにしたいなという話でお伺いしているところでございます。

そのところはおいおい担当課と相談しますので、よろしく願いして、質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで13番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は午後3時ちょうどから再開いたします。休憩に入ります。

午後2時38分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

本日最後になります。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可いたします。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三です。本日最後の発表ということで、最後までよろしく願いいたします。

議長から発言の許可をいただきましたので、早速一般質問をさせていただきます。

本日は、次の4項目について質問をさせていただきます。

1点目、うきは市地域包括支援センターの取組について。

2点目、小・中学校体育館の空調機の設置について。

3点目、こども誰でも通園制度について。

4点目、防災士の資格取得についてということで、以上4点でございます。

それではまず、1点目のうきは市地域包括支援センターの取組についてであります。

当初、私はうきは市地域包括支援センターはどんな業務を担っている施設かを考えましたときに、名称から想像するには全く今の組織の意味が分かりませんでした。このうきは市地域包括支援センターのことを、例えば、うきは市介護問題解決センターと仮に読み替えますと、介護に関する問題解決を進める事務所かなと想像するわけではありますが、事実、自治体によっては、地域包括支援センターのことを高齢者支援総合センターですとか長寿サポートセンターなどの別称で呼んでいる自治体も見受けられます。要は、介護であるとか高齢者であるとか相談といった言葉で表されたほうが、市民の皆さんの立場から考えますと理解しやすいのではと思った次第でございます。

うきは市地域包括支援センターは、地域で取り組まれている介護保険事業、それと介護予防事業に向けて、高齢者、要介護認定者への支援ですとか、相談に応じる中核拠点として活動している組織であると言えるわけであります。

そこで、1つ目のお尋ねは、地域包括支援センターはどのような役割を担い、活動における課題は何なのか、市長の見解をお伺いいたします。

日本の要介護、要支援認定者数は、昨年10月時点で約721万人いるとされております。65歳以上の中に占める割合は約2割に上ります。統計的には、要介護認定率は年齢が上がるにつれまして上昇し、85歳以上で約半数となります。団塊の世代と言われます1947年から1949年までの全員が75歳以上になる今年以降、要介護者数は急増するおそれがあると、専門家、これは淑徳大学の結城康博教授でございますけれども、このように主張されております。

今回の一般質問につきましては、この淑徳大学の結城康博教授の見解等を参考にして内容を組み上げておりますので、よろしく願いいたします。

話を本題に戻しますが、一方、全国の介護職員数は減少に転じていると。お手元に資料の1ということでグラフを掲載しておりますけれども、上段のほうは要介護（支援）認定者の推移、下段のほうは介護職員数の推移ということで、今年ではありません。2023年度からこの要介護

認定者の推移が2024年度に向かって右肩上がりに増えていると。こういうふうには要介護認定者がうなぎ登りに増えていると。介護職員数のほうは、この点線で囲んでおります棒グラフのように、必要な職員数はこの棒グラフに示すように、必要な数値として想定されるということで、このままいきますと職員数はどのぐらい不足するか分からないというぐらい減少になっていくということでございます。つまり、介護を受ける人が増えて介護を行う人が減れば、介護を受けられない方が出てくることは必然なことでもあります。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、主任介護支援専門員と言われる資格を持つ専門スタッフが常駐しておりまして、それぞれの専門性を生かして相互連携を図りながら、利用される方々の課題を解決したり、適切なサービスにつないだりする役割を担っております。

それから、資料のほうを1枚めくっていただきますと、大きい字で、地域包括支援センターは「暮らしの中での困り事を総合的に相談できる窓口」を開催しているということでございます。簡単に申し述べますと、「地域包括支援センターとは高齢者にまつわる問題に対して、どんなことでも総合的に相談を受け付けてくれる“よろず屋”のような存在といえます。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどを配置し、多職種が連携しながら相談者の生活安定のために保健医療、福祉の向上を包括的に支援する、問題解決の頼れる味方です。」と、このように表しております。

資料の3のほうにも、この地域包括支援センターのシステムの姿を、これはイラストに表しております。

地域包括支援センターの設置につきましては、人口二、三万人に対して1か所を目安に設置が推奨されておりまして、センターの設置数は年々増加しておりまして、2024年4月末時点の全国の設置数は5,451か所に及んでおります。運営主体は、市町村による直営が約2割、残りの約8割は市町村から委託を受けた法人、例えば社会福祉法人ですとか、社会福祉協議会、それから医療法人など、こういった法人、関係団体が直営されている法人と聞いております。

その図柄は、利用される方で経験者はすぐ分かるわけでありましてけれども、初めて見ますとなかなか分かりづらいというところもございますが、地域包括ケアシステムの姿という形でここに表しておりますが、図の左手には地域包括支援センター、ケアマネジャー、いわゆる介護支援専門員が相談業務やサービスのコーディネートを行いますと左のほうに表示をされております。そして、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの方々が地域包括支援センターに常駐をされていると。

図の上部の左側のほうには、病気になりましたら医療機関の受診を行い、必要があれば通院、入院が行われるわけでもあります。

そしてまた、中央部には、いつまでも元気に暮らすためにということで、生活支援であったり介護予防の支援活動が行われるわけでありますが、この活動には、その下段に書かれてあります老人クラブ、それから自治会、これはコミュニティセンター、ボランティア、NPO等が関わって支援、サポートが行われると。

中央部には、認知症にかかられた方、そうした人には施設の入所であったり、通所であったり、在宅系サービスが、訪問介護、または訪問看護、通所介護などのサービスが提供をされることになるわけであります。そして、さらに介護が必要になりましたら、右上方部には在宅系サービスであったり、施設居住系のサービスというようなことで、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等がそういったほうに動いていただくわけであります。このような地域包括ケアシステムの体制として現在構築をされているわけであります。

地域包括支援センターの設置については、先ほど全国に5,000か所からあるということで説明をしました。今回、地域包括支援センターについて質問をさせていただいた理由は、地域包括支援センターが市民の皆さんの手足となって活動に取り組んでいただいているということに感謝をすべきだと、深く私自身認識をしましたので、今後、介護格差であるとか介護崩壊などと言われても、誇りを持ってこれからも市民のために頑張りたいなと願っておるところであります。

そこで、2点目のお尋ねは、地域包括支援センターの取組は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護保険の利用の仕方、また、適正なサービスや機関、制度の利用につなげるための支援を行っておりますが、十分な配慮であるとか支援が行き届いているか、市長の見解をお伺いいたします。

3点目のお尋ねとしましては、介護の問題には介護格差、介護崩壊、こういう大きな課題が横たわっておりますが、收拾困難状態になる前に、問題解決に向けて取組の強化が求められていると思います。今後、介護崩壊と言われる時代が到来せんとも限りませんので、介護職員の人材不足や、介護サービスを利用したくとも利用しづらくなっている課題に対する対策案等、今のうちから検討して対策を講じていく必要があるかと思っております。

そこで、市長の見解をお伺いいたします。

以上、第1問目の3点の項目でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいまうきは市地域包括支援センターの取組について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の地域包括支援センターの役割と活動についての御質問でございますが、役割については今、樋口議員がかなり詳細に述べていただきました。おっしゃられるとおりの内容で、地域包

括支援センターをうきは市でも運営させていただいているところでございます。改めてになります。地域包括支援センターは高齢者が自立した生活を維持できるよう支援を行っておりまして、地域包括ケアにおいて重要な役割を果たしているところでございます。

本市では、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域包括支援センターを中心に様々な取組を行っているところでございます。具体的には、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者やその御家族が介護や福祉に関する相談ができる窓口として、その役割を果たしているところでございます。

主な支援内容といたしましては、高齢者の生活に関する相談への対応、介護予防を希望する高齢者への支援、地域ケア会議での課題共有などがございまして、さらに専門職の研修でありますとか成年後見制度のサポート、高齢者虐待の防止、認知症への施策、また、医療と介護の連携支援など、幅広い分野において様々な取組を行っているところでございます。これらの活動を通じて、本市の地域包括ケアシステム、先ほど図で示していただいたものが潤滑に回るように、そういったシステムの構築を進めているところでございます。

一方、幾つかの課題もございます。

まず、高齢化社会が進む中で質の高いサービスを維持するために、優れた専門職の確保が急務でございます。そのため、専門職の待遇改善や研修機会の充実を進めており、引き続き人材確保に力を入れてまいりたいと考えております。

また、独り暮らしによる孤立や認知症、障がい、生活困窮など、高齢者が抱える課題やニーズが多様化しているという課題もございます。これらには地域住民や医療、福祉機関、民間事業者との連携を強化して対応していく必要があると認識しておりますので、そのような形でしっかりと進めてまいりたいと思っております。

さらに、限られた予算の中で効率的に運営を進めていく必要もございます。市として地域包括支援センターがその役割をしっかりと果たせるよう、専門職の支援体制を強化し、地域のニーズに応じた柔軟な対応を今後も進めていきたいと考えております。また、地域住民や医療機関、福祉機関との連携を深め、実効性のある地域包括ケアを推進してまいりたいと考えております。

2点目が、地域の高齢者に対する十分な配慮や支援ができていないかとの御質問でございますが、地域包括支援センターが提供する支援における配慮とは、高齢者やその御家族、地域住民のニーズに柔軟かつ適切に対応し、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように支援を行うことだというふうに認識をいたしております。そのような配慮に基づいた支援が行き届くよう、主任ケアマネジャーをはじめとする専門職は、高齢者一人一人のニーズを把握し、そのニーズに基づいた介護サービスや生活支援を調整しているところでございます。

支援が行き届くためには、相談窓口のアクセスのしやすさが非常に重要だと考えております。

本市では、旧吉井町域には市役所西別館、旧浮羽町域にはうきは市民センターに地域包括支援センターを開設し、地域住民がいつでも専門職に相談できる体制を整えております。これにより、地域住民の皆様が困った際に迅速で適切な支援が受けられるよう配慮をいたしているところでございます。さらに、地域包括支援センターに出向くことが難しい高齢者には、専門職が自宅に訪問をして支援を行うことも行っております。このように、支援が届きにくい方々にも手厚いサポートを提供しているところでございます。

加えて、高齢者の見守り活動を担う民生委員・児童委員の皆様には、センター職員が毎年、定例の会で事例を用いたグループワークを実施し、介護保険サービスや見守り事業についての理解を深めていただいております。これにより、地域の支援体制を一層強化しているところでございます。

現在、地域の高齢者への支援が十分に行き届いているかについての意識調査は行ってはおりませんが、当事者や御家族、民生委員・児童委員の皆様からの相談件数が過去3年間で約2,000件増加をしている現状、倍ぐらいになっているという認識でございますが、そのような状況を踏まえすと、支援の相談窓口としてのセンターの機能でありますとか、センター自体の活動の周知、このようなものが一定程度図られてきているあかしの一つになるのではというふうに捉えているところでもございます。

今後も地域のニーズに柔軟に対応し、高齢者の意思や尊厳を尊重しつつ、きめ細やかな支援を継続してまいります。

3点目が、介護不足や介護サービス等の課題に対する対策案についての御質問でございます。

介護不足などの課題に対する最も重要な対策は、介護人材の確保と育成です。介護職員の不足はサービスの質や安定した提供に直結しますので、給与改善や待遇向上、教育、研修の充実、そして、外国人労働者の受入れなどが急務の課題であると認識をいたしております。

また、介護職の社会的評価を高め、認知度を向上させる取組も非常に大切であると考えております。これにより、より多くの人々が介護分野で働く意欲を持ち、職業としての魅力を感じてもらえるようになると考えております。

さらに、介護福祉士やケアマネジャーの資格取得支援を強化し、若い世代が介護分野に進むようサポートする施策も必要でございます。このような取組を進めることで、次世代の人材確保にもつながると考えております。

加えまして、介護記録のデジタル化でありますとか、ロボット技術を含むICTの活用は介護サービスの効率化や現場職員の負担軽減に大きな効果をもたらしますので、その推進により質の高いサービスの提供を堅持しつつ、職員の負担を減らしていく取組も今後必要であるというふうに考えております。

また、今後、地方と都市との間で介護サービスの格差が広がらないよう、近隣自治体との連携を深めていく必要もあると認識をいたしております。

これらの対策を総合的に実施することで、議員が御指摘いただいております介護の格差であるとか介護崩壊、こういったことを防ぐことにつながるのではないかと考えております。もちろん、これらの対応を本市単独で進めていくには限界がございます。今後も国や県、あと福岡県介護保険広域連合でありますとか、医療、介護、福祉関係の関係機関、また民間事業者、そして地域の住民の皆様と密接に連携をし、支援体制を強化していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。少々質問がくどいように長かったので、多くの回答をいただきありがとうございます。

先ほどの市長のお話の中に、センターの利用状況をお伝えいただきました。今年度ではなくて、その前の年、令和6年度のときの1年間の地域包括支援センターの利用状況ということで、人数は事前に調査をさせていただいて確認しておりますのが、令和6年度、年間で3,116名の方が相談された。これを1日に直しますと約13名の方が利用されている。これは吉井と浮羽の支援センターで利用された方を日数で割った場合に13件というような数字が出てきております。

それと、相談延べ件数というようなことで、同じ人が2つの違う項目について御相談をされたという場合の相談延べ人員、これが4,653人という数字が出ております。これを1日に換算しますと約19.4人、約20名の方がそういう相談をしていただいていると。

これを、実際の運営をしながらこのことをどう捉えるかということで、見方によってはやっぱり対策が変わってくるかもしれません。それで少ないと見るのか、多いと見るのか、その辺のところはひとつこれから、地域包括支援センターが稼働していつているわけでありますので、状況を見ていただきながらどう考えるかという判断をひとつ市長のほうには取っていただきたいなというふうに思っております。

それから2点目の、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護保険の利用の仕方、適正なサービスや機関、制度の利用につなげるための支援を行っておるということで説明をいただきました。説明していない部分が私のほうでありましたので確認しますと、地域包括支援センターは、現実に利用できる方は一応65歳以上ということになっているようでありますけれども、介護の関係でいろいろ分からない点等々があったり相談したいことがあれば、これは年齢に関係なく、どなたでも相談できるという形での業務になっております。

私自身のことで申し訳ないんですけど、やはり自分の身内といいますか、近いところにこういった高齢者であるとか、介護が必要であるとか、そういったことを目の当たりにしますと、余計にやっぱり市民の皆さんの中に、そうやって御相談される方がこれだけ多く、3,000人か

4, 000人という形で相談されてありますので、そういう面から見ると、早くこういった相談業務に、しっかりと、いい回答ができるように、質を上げていくと言うとおかしいですけども、いろんなことを学んでいただきながら、支援センターが有効に稼働して、活気あるセンターになっていただきたいなど、陰ながらそのように思っております。

もう一つの点は、1つは介護の関係で、通所型サービスのA、B、C、Dという4種類の取組がありますけれども、私は過去に、御幸地区の自治協議会に一時的にお仕事をさせていただいた時期がございましたけれども、その当時に通所型サービスAが発足をした経緯がございます。そのように、そこのいきいきサロンというサロンが形成されたわけでありまして、今なお多くの方が参加をされて、活気あるサロンで通所型サービスが行われております。内容的には、この御幸コミュニティセンターのA型では、会員の皆様が本当に生き生きと、運営の計画から内容に及ぶまで全てにわたって参加者の皆様の手によって企画運営が進められ、元気に仲よく、そして楽しく集われております。こういった状況を目の当たりにすると、本当に友好的な、実質的な、理想的な形での会の運営ができております。自分たちで交渉、選んでお願いに行ったりとか、いろいろなお話が皆さんの力で行われているという、すばらしい活躍をされてありますので、今後とも私も期待しているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員、質問を先行していただけませんか。時間が、あと3問ありますから。

○議員（4番 樋口 隆三君） はい。

では、次は2番目の小・中学校体育館の空調機の設置について進めていきたいと思えます。ちょっと話が前後になって申し訳ありません。

私は本年3月議会の一般質問で、小・中学校の体育館等に空調設備の設置を検討いただくよう要請させていただきました。既存の体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房の効率が悪いことが課題となっている点も確認をさせていただきました。

そこで、体育館本体の建て替えであるとか、全面的な改修工事に合わせて、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体において対策を検討するように体育環境改善に取り組んでいく方針が国の方針として明示されたことも述べさせていただきました。また、広域的な災害、地震等が発生した際に、避難所として重要な役割を果たすのが地域住民にとって最も身近な場所でありまして学校であるということも説明をさせていただいたところであります。

文部科学省がまとめました東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書によりますと、説明もこのときさせていただきました、体育館が70%、2番目に普通教室が34.9%ということも確認をしたところであります。

それで、小・中学校体育館の空調設備の新設につきましては、市長は次のような見解を述べら

れておりますので、その内容をかいつまんで簡単に確認だけしていきたいと思います。

市長の見解を述べられたのは5点ほどに分けられまして、1点目は、避難所の開設については、大雨や台風等の被害が予想される場合には、まず、各地区のコミュニティセンターやり色ふるさと館、総合福祉センターなどに開設をしている。

2つ目が、コミュニティセンターでは避難者を収容し切れないことも想定されて、状況によっては、うきはアリーナ、小・中学校の体育館を避難所として開設することを考えていると。

3つ目には、うきはアリーナを開設し、必要に応じて他の施設の開設を想定しているところであると。

4つ目は、空調設備がない施設については、災害発生時には空調機器の会社からエアコン等をレンタルすることで対応したり、また、移動式のスポットクーラーなどを含め、様々なものを用いて避難所の熱中症対策、これを進めてまいりたい。

5番目に、現在、小・中学校の体育館には空調設備はないが、設置するとなると多額の費用、また、設置に要する時間が必要となってくると。

以上の5点にわたって見解をいただいたわけでありまして。補助金がどれくらい使えて、本市でまずはどのような取組が行えるかと、そういったことなども慎重に検討する必要があると考えているということも見解として述べていただきました。

そこで、お尋ねでありますけれども、小・中学校体育館の空調機の設置については令和7年3月議会で提案しました内容について整理をされたわけでありますけれども、現在もその見解に変更がないのかどうか。もしくは、新たな見解等があればその内容を確認したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まずは、この1点でお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま小・中学校体育館の空調機設置について御質問をいただきました。

まずは、本年3月議会において樋口議員から同様の質問をいただいております、今詳細に5つの見解を示したということでお話をいただきました。基本的にはこの見解に変わりはありません。その中で、今後新たな見解があればということで、答弁の後半でそこについては申し述べさせていただきたいと思います。

まずもって、文部科学省においては、児童・生徒の熱中症対策として令和6年度補正予算において空調設備整備臨時特例交付金を創設し、令和15年度までに避難所に指定されている体育館の空調設置率95%を目標とすると定められているところでございます。

現在、うきは市内の小・中学校体育館の空調設備はございませんので、近年の猛暑により夏場

の時間帯によっては体育館の使用が困難な場合もあり、児童・生徒の安全・安心な教育のためには大変重要な課題だと考えております。また、議員も御指摘のとおり、市内小・中学校の全ての体育館は避難所にも指定しておりますので、防災の面からも対応が必要な課題だと考えております。

市内の全ての小・中学校の体育館の空調を設置となりますと、3月議会でも申し述べましたとおり、多額の費用、また時間が必要となってまいります。どのような手順、手法が有効なのか検討している最中ではございますが、その中で新たな見解をということでございましたので、現状新たな見解として、できれば今度の3月議会で御提案をさせていただく来年度の当初予算から空調設備関連予算を計上していきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、空調設備整備臨時特例交付金は令和15年度までの時限付きの交付金でございますので、本交付金を十分活用しながら、スピード感を持って今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 回答いただきましてありがとうございます。この内容で計画的に進んでいけば、来年3月にそういう計画が示されるというようなことで、楽しみにしていきたいというふうに思います。

それでは次の、こども誰でも通園制度についてに移らせていただきます。

現在、保育施設で行われております一時預かり事業がございますけれども、この一時預かり事業は、保護者が働いているかどうか保育施設の利用の基準となっております。しかし、今回こども誰でも通園制度というのが出来上がりますが、このような就労状況や理由を問わずに、専業主婦、家庭や育児休業中の家庭など、誰でも子供を一定の条件の下で保育施設に預けることができるようになりますのが、このこども誰でも通園制度でございます。

そこで、お尋ねでございますけれども、こども誰でも通園制度は未就園児が保育施設を利用できる新しい制度でございます。2026年度から全国で実施されることになっておりますけれども、この制度の概要と、そしてまた、懸念される点はないのかどうか、このことについてお伺いをいたします。

こども誰でも通園制度は、2025年、今年ですけれども、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化されました。来年度から全国の自治体で本格実施される予定となっております。この制度により、未就園児が家庭とは異なる経験を通して成長し、同世代の子供たちと触れ合う機会が提供されることが期待されております。こども誰でも通園制度の最大の特徴は、就労状況に関係なく、全ての子供が保育園を利用する点であります。これによって、働いていない保護者であるとか育児休暇中の親も安心して子供を預けることができる。子育

ての負担を軽減することが期待されておるわけであります。

これまでの一時預かり事業と今回のこども誰でも通園制度、これをきちんと、それぞれ内容が違うところがありますので、それを確認だけしていきたいと思います。

一時預かり事業におきましては、保護者のほうが家庭的な事情で一時的に預かってもらえるところはないのかなど。資料5につけておりますけれども、この右側のほうには、そういう親御さんの事情があって、ニーズとしてそういうような表現をされております。保護者の立場からの必要性に対応するため預けるという考え方を基本としていると。

それから、2つ目のレ点で示されておるわけなんですけれども、保護者のニーズが生じた際に利用していると。

それから、3点目のレ点ですが、実施主体である市町村が地域のニーズに応じ、事業として実施の判断をし、1、269自治体において実施をしたと。

4つ目のレ点でございますが、補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって対象年齢や上限の時間や日数を設けており、設定方法は様々になされているということですね。

今回のこども誰でも通園制度では、子供のために定期的に同月年齢の子たちや家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけどという親の考えの中でこども誰でも通園制度が計画をされておるわけですが、1つ目のレ点としましては、子供の成長のために、通うという考えを基本として、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子供が成長していくように、子供の育ちを応援すると、応援という形ですね。

それから、保護者のニーズに関わらない利用であると。ですから、保護者が必要としてニーズがあったからやったんだというのではないと。

3つ目のレ点でございますが、令和8年度から給付制度として実施し、子供にとって一定の権利性が生じ、また、全国どの自治体でも共通で実施されると。

4点目が、全国共通で、月の利用時間上限があって、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が対象であると、こういう一時預かりとは質が全然違うというような表現になっております。従来の一時預かり事業とは異なるということで、保育制度が位置づけられているということです。

ということで2点目のお尋ねでございますけれども、こども誰でも通園制度の準備に当たり、制度のメリット、デメリット及び課題についてどのように把握をされているのか、市長の見解をお伺いいたします。

3点目でございますけれども、こども誰でも通園制度の導入によりまして、保育現場には保育士の不足と、現場の負担増加が深刻な問題として浮上しています。どのような対策が必要なのか、市長の見解をお伺いいたします。

以上3点でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいまこども誰でも通園制度について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目は、制度の概要等、懸念される点についての御質問でございますが、制度の概要については、今、樋口議員から詳しく御説明をいただきましたので、まさにおっしゃられるとおりでございますが、このこども誰でも通園制度につきましては、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフプランに関わらない形で支援を強化する、先ほど議員が御説明されたとおりでございます。そのため、令和8年度より全ての自治体で実施することとされている、これも御説明いただいた、いわゆる自治体に任せられた事業ではなくて、国からの給付というような見方が好ましいかと思いません。そのような形で行われ、生後6か月から3歳未満の保育所や認定こども園などに通っていないお子様を対象に、月10時間までの利用可能枠内で、就労要件を問わずに、時間単位で柔軟に保育所や認定こども園でお子様をお預かりする制度となっております。

一方で、懸念される点といたしましては、保育士の確保が大きく挙げられております。また、在園児のような継続的なお預かりと違いまして、国の基準で定める月10時間を限度といたしておりますので、日々違う子供の受入れを行うため、現場の負担感が増えることが予想されているところでもございます。

2点目が、制度のメリット、デメリット及び課題についての御質問でございますが、子供にとっては、家庭と異なる経験や家庭以外の人と関わる機会が得られ、特に年齢の近い子供との関わりにより、社会情緒的な成長、発達につながる事が考えられます。また、保護者にとっても、専門的な知識や技術を持つ保育士と関わることで、孤独感でありますとか不安感などの解消をもたらし、一定時間子供と離れることで、育児に関する負担感の軽減が期待されるところでもございます。

一方で、デメリットや課題については先ほど答弁しましたとおり、保育士の確保や現場の負担感が増えることが予想されております。市といたしましても、地域で子育て世帯を支えるという観点から、意義のある制度として捉えているところでございます。そうした中、準備を進めていく中で、さきに述べました課題については、一つ一つ丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

3点目の、制度導入による保育士不足と現場の負担増に対するの対策についての御質問でございます。

先ほど熊懷議員の御質問の際にも答弁をさせていただきましたが、民間の施設に対しては、市独自の保育士就職支援金のほか、国、県の補助金を利用した保育士確保や保育士の負担軽減の補

助を行っているところでございます。また、公立保育所におきましても、潜在保育士や子育て中の保育士確保のために様々な勤務体制や勤務時間で雇用を行っているところでもございます。このほかにも、民間、公立ともに、ICTの機器の導入でございますとか業務負担軽減策、こういったものを積極的に行っているところでございます。

保育士不足がさらなる現場の負担増につながっていくことがないように、また、保護者の方が安心して新年度から始まりますこども誰でも通園制度を利用していただけるよう、実施園とも連携をし、今後も準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。こういうふうにこども誰でも通園制度が準備をされますので、今年度から体制の準備が進められていくのではないかなと、そのように思うわけでありませう。

今回の質問に先立ちまして、若干現場のほうに確認のお調べをお願いしたところ、一、二点ちょっと参考にしていきたいということでございますが、今年9月1日の保育園の利用状況、これで人数を確認しましたが、343名の子供さんがいらっしゃるということで、そのうち209名のお子さんが入所をしているということで、134名の方が家にいらっしゃる、保育園に通っていないということで、保育施設に通っていないお子さんが大体39%いらっしゃるということでございます。

今回のこども誰でも通園制度により、明年4月1日からこの134名の方が利用できるようになるわけでありませう。この辺のところは今後のひとつ流れの中でのことでございませうので、12月中にいろいろ条例等の整備をされまして、来年1月からいろんな準備がなされていく。そして3月には、4月以降からの予算のいろんな準備であるとかのようなことで、4月からこども誰でも通園制度が開始になるという段取りで進められると聞いております。問題点を事前にこうやってピックアップをされて見ておりますと、やはり現場が一番混乱するというふうに思いますので、その辺の準備をきちっと進めていただくということを要望としてお願いしたいと思ひます。当然それはもう分かり切ったことでございませうけれども、なかなかこれは大きな行事ではないかなと私自身も思っておりますので、そういう準備に期待をしていきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。防災士の資格取得についてでございます。

日本列島における豪雨災害に対し、対策はどこまで進んでいるのか。近年の豪雨災害の現状をどう見るか。地球温暖化の影響が容赦なく豪雨災害に苛酷さをもたらしているのではないかと思ひます。線状降水帯にしろ、台風にしても、発生状況次第では豪雨災害や暴風災害が発生し、傷痕を残して過ぎていくのが自然災害の当然のありさまみたいになっております。すなわち、日頃から防災についての認識をどのように持って災害対策を試みておくかが災害防止につながる大き

な対策であります。

そこで、活躍が期待されます防災士について確認したいと思います。

防災士とは、防災に対する一定の意識であるとか、知識、技能を持っている人に与えられる資格であります。防災士は、防災に関する十分な意識と一定の知識、技能を習得した者に対して、日本防災士機構が認定する資格であります。防災士は地域のリーダーとして、災害が起こった場合にどう行動するか、どのような指示をするのか、避難経路はどうなっているかなど、日頃から様々な観点で防災について考え、チェックをしております。防災士には、自助、自分の生命は自分で守る、共助として、地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ、協働として、市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動をする、こういったことを原則として、社会のあらゆる場面で防災力を高める行動が記載をされております。

防災士になるためには、研修や試験、救急救命講習を受けなければなりませんし、2025年11月末時点では全国的に33万8,633人も防災士が登録をされております。先月の11月単月では4,486名の方々が防災士認証登録をされております。

そこで、防災士資格取得については、近年、各県内の他市町村において自主防災組織のリーダーを育てようと、2021年から日本防災士機構が認定する民間資格防災士の養成講座を受講し、防災組織として、組織で3年以上活動することを要件に、資格取得に必要な講座などの費用を全額助成しているというようなことで、うきは市においてもこういったことを参考に導入してはどうかと考えておりますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま防災士の資格取得について、防災士の養成講座を受講させ、資格取得に必要な講座などの費用を全額助成してはどうかとの御質問をいただきました。

防災士制度は、阪神・淡路大震災の教訓を基に、自助、共助による地域防災力の飛躍的向上を図るために、日本防災士機構により平成15年、2003年に創設をされた制度でございます。防災士の活動は市民の安全を守るための地域力を高める核となるものであり、現在、本市には43名の方が防災士の資格をお持ちで、居住がでございます。本市の防災力向上には、自助、共助において、その中心的な人材として防災士の育成は今後も非常に有効であると考えております。

本市では令和3年度から、うきは市地域防災力強化事業補助金、こちらを創設いたしまして、自主防災組織の中心となって活動する防災士の育成の費用として上限3万円の補助を行っております。議員がおっしゃる防災士資格取得への費用助成につきましても、福岡県のほうが開催をいたしております福岡県防災士養成研修・試験、研修と試験でございますが、これをうきは市民の方からも受講をいただいております、この研修と試験にかかります資格取得費用1万2,000円は、先ほど申し上げました上限3万円の補助金の中に該当いたしますので、上限以内でござ

いますから全額助成をしているという現状でございます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。こういった資格でございますので、補助が出るということに鑑みますと、やっぱりここに3年以上活動することを要件にというふうには他の市町村では行われている部分があるので、その辺のところを参考に、うきは市でも導入してはどうかというふうには私は御提案申し上げたいと思います。

私も防災士の資格を取ってそのままにしとったものですから、5年間の有効期間を更新せずに白紙に戻ったというようなことで、また時間があれば挑戦して取り組んでいきたいなというふうに思った次第でございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了をいたしました。

連絡をいたします。明日12月9日は午前9時から一般質問を行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時00分散会
